

文部科学省

令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務

地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する
実態調査及び分析結果

報告書
(本編)

令和8年3月

CAREER BANK
キャリアバンク株式会社

目次

序章	本業務の目的と調査概要	<u>1</u>
	第一節 本業務の目的	<u>1</u>
	第二節 調査概要	<u>3</u>
第一章	地域における日本語教育の位置づけと効果	<u>5</u>
	第一節 共生社会の実現と日本語教育施策の位置づけ	<u>5</u>
	第二節 日本語教育の推進に関する法律に基づく基本方針策定状況	<u>8</u>
	第三節 予算規模	<u>9</u>
	第四節 自治体区分別の役割分担(都道府県・政令市・市区町村)	<u>11</u>
	第五節 日本語教育の取組の効果	<u>15</u>
第二章	日本語教育の取組内容と学習機会の拡充	<u>17</u>
	第一節 学習機会の充足状況とその方法	<u>17</u>
	第二節 日本語教育の取組内容と対象レベル	<u>19</u>
	第三節 オンラインの活用	<u>22</u>
	第四節 日本語教室空白地域解消のための取組実施状況	<u>23</u>
第三章	「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」活用団体の日本語教育の取組と成果	<u>25</u>
	第一節 事業内容の傾向と取組推移	<u>27</u>
	第二節 日本語学習者の属性分析	<u>29</u>
	第三節 学習者の日本語学習の効果と補助事業者における体制づくり	<u>30</u>
	補助事業の効果効果	
	第四節 「日本語教育の参照枠」や「生活 Can do」の取組状況と内容	<u>34</u>
第四章	就労外国人に対する日本語教育	<u>36</u>
	第一節 就労外国人向け日本語教育の実施状況	<u>36</u>
	第二節 「事業者の責務」の把握度と啓発状況	<u>37</u>
終章	調査結果まとめと今後の課題	<u>39</u>
	参考資料	<u>41</u>

(別冊)

別冊1 令和7年度地方公共団体を対象とした地域日本語教育に関する状況調査報告書

別冊2 補助事業者実施アンケート調査(令和6年度)集計結果報告書

別冊3 令和7年度実地調査報告書

序章 本業務の目的と調査概要

第一節 本業務の目的

1. 本業務の目的と背景

日本に在留する外国人数は、令和 7 年 12 月末時点で 412 万人を超え、過去最高を更新するとともに初めて 400 万人を超えました。コロナ禍による一時的な減少はあったものの、その数は着実に増加の一途を辿っています。こうした情勢を鑑み、政府は日本における外国人政策を「秩序ある共生」へと導くため、令和 8 年 1 月 23 日に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定しました。同対応策では、一部の外国人による法・ルールの逸脱や制度の不適正利用に対し、国民が抱く不安や不公平感へ適切に対処する必要性が示されています。具体的には、入国前の日本語教育や社会規範の理解促進、不正行為への厳正な対処、実情把握に基づく制度適正化、及び関係機関間の緊密な情報共有を通じて「安全・安心な社会」を実現することが基本的な考えとして掲げられました。その上で、我が国のルールの下で日本人と外国人の双方が共に生活し、共に繁栄する社会を目指すことが明示されています。

特に「生活者としての外国人に対する日本語教育」の分野では、地方公共団体への財政支援の拡充が盛り込まれたほか、「認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた環境整備」や「各地域で実施する日本語教育の質の確保」が今後の重要課題として挙げられており、国の外国人政策において地方公共団体の果たす役割は一層高まっています。地域における日本語教育については、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）の施行以降、「外国人との共生の実現に向けたロードマップ」（令和 4 年 6 月閣議決定）や「日本語教育の参照枠」（令和 3 年 10 月文化審議会国語分科会報告）等によってその方向性が示されてきました。さらに、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、「日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、日本語教育機関の認定制度及び「登録日本語教員」の資格制度が本格的に始動しています。

国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務（以下「本業務」）は、これら一連の法的枠組みに基づき実施される「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（以下「体制づくり補助事業」）の推進に当たり、対象となる都道府県・政令指定都市等の地方公共団体における今後の政策立案に資する基礎資料を整備するため、調査研究を行うものです。各調査結果の詳細については別冊 1～3 に取りまとめており、本書においては、それらの調査内容を横断的に整理し、総合的に分析した成果を掲載しています。本報告書の作成に際し、多大なるご協力をいただいた全国の地方公共団体の皆様、ならびに専門的知見から多大なご助言を賜りました有識者の皆様に、ここに改めて深く感謝申し上げます。

【参考】「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（体制づくり補助事業）

外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的としている。都道府県・政令指定都市に対して、交付する補助事業として令和元年度より実施している。

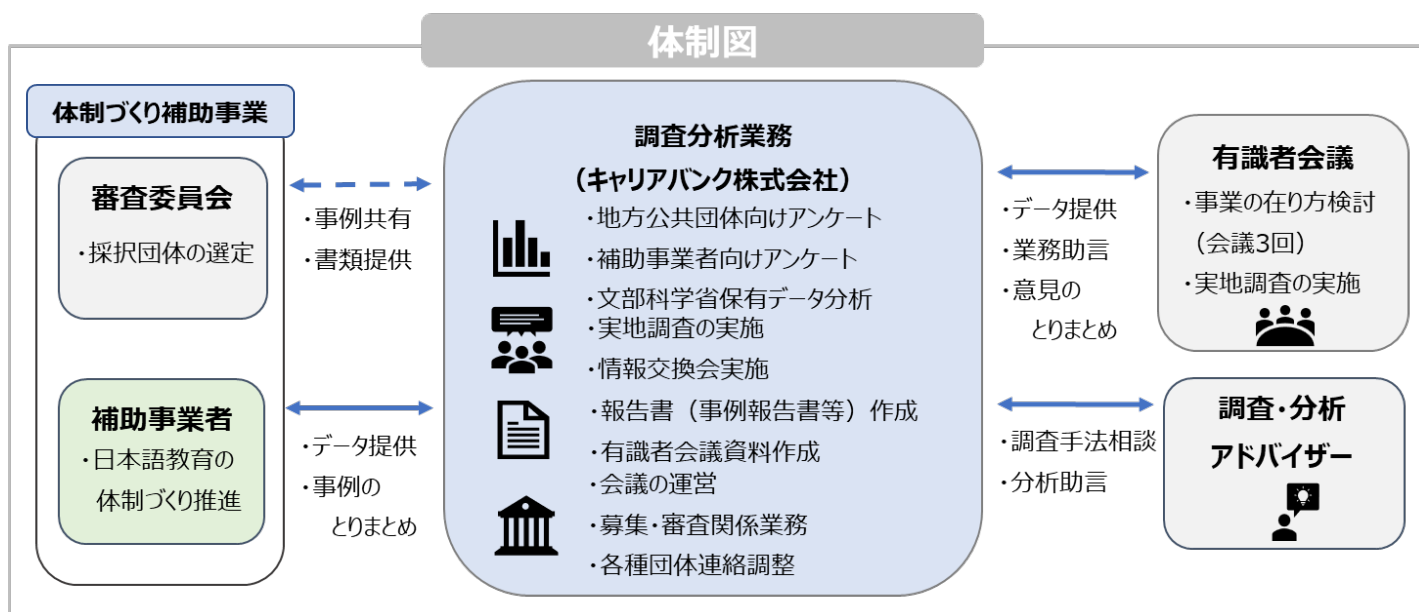
2. 「国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務」業務内容

以下に掲げる業務のうち、①有識者会議の設置・運営、②地方公共団体における日本語教育の推進に資する調査・分析・発信の結果が、本報告書に該当します。

- ① 有識者会議の設置・運営
- ② 地方公共団体における日本語教育の推進に資する調査・分析・発信
 - ・ 地方公共団体を対象にした地域の日本語教育に関する実態調査及び分析
 - ・ 委託者が保有するデータの集計・分析
 - ・ 実地調査による情報収集等
 - ・ 調査研究報告書作成
 - ・ 事例報告書の作成
- ③ 体制づくり補助事業等に関する運営補助業務
 - ・ 公募・審査・交付決定等関連事務支援業務
 - ・ 事業の円滑な実施に必要とされる事務支援業務
 - ・ 前年度の実績報告書の精査・額の確定に向けた補助業務

3. 業務実施体制

受託事業者：キャリアバンク株式会社



「令和7年度国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務」有識者会議委員
一覧(五十音順、敬称略)

大木 義徳 関西学院大学 国際学部 教授

神吉 宇一 武蔵野大学 グローバル学部日本語コミュニケーション学科 教授

佐野 香織 武蔵野大学 グローバル学部日本語コミュニケーション学科 教授

鈴木 暁子 京都府立大学 京都地域未来創造センター コーディネーター

安場 淳 首都圏中国帰国者支援・交流センター

(調査・分析業務アドバイザー)

加藤 真 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地域政策部
外国人材・多文化共生グループグループ長 主任研究員

第二節 調査概要

本業務の調査研究では、以下の方法にて調査・分析を行いました。

1. 地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する実態調査及び分析

調査対象	都道府県・政令指定都市・市区町村
調査時期	令和7年11月28日～令和7年12月19日
調査方法	WEB アンケートツール(Questant)及びメールによる調査票の配布、回収
調査項目	地方公共団体における日本語教育の実施取組について 域内の日本語教育の基本的な方針策定について 域内の日本語教育推進の体制整備について 日本語教育の取組について 日本語教育に関するオンラインの活用について 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について 就労する外国人に対する日本語教育について 日本語教育に付随する取組について 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について 等
回収率	都道府県:47 団体(回収数:47 件、回収率: 100.0%) 政令指定都市:20 団体(回収数:20 件、回収率: 100.0%) 市区町村(政令指定都市のぞく) : 1721 団体(回収数:1558 件、回収率: 90.5%)
調査結果	別冊1「地方公共団体を対象とした地域日本語教育に関する状況調査報告書」参照

2. 文部科学省が保有するデータの集計・分析

① 令和6年度体制づくり補助事業の報告書結果集計・分析

調査対象	体制づくり補助事業活用団体の実績報告書 等
調査項目	総合調整会議開催数 総括コーディネーター配置数 地域日本語教育コーディネーター配置数 調査・基本方針策定コーディネーター配置数 日本語教育人材に対する研修 実施個所数・実施回数 日本語教室数 新たに実施する日本語教育の取組 実施団体数・日本語教室数 継続の日本語教室数 日本語教師配置の教室数 日本語教室実施回数 日本語教室受講者数 総合調整会議の構成員の属性 等
調査結果	「令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり事業 事例報告書(146・147ページ)」参照 https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02998.html (文部科学省ホームページ掲載)

② 令和6年度に実施されたアンケートの集計及び分析

調査対象	① 体制づくり補助事業で実施する日本語教室等で日本語を学習した外国人(オンライン含む) ② 体制づくり補助事業で実施する日本語教室に参加した日本語学習支援者、日本語学習支援者の育成研修の受講者、その他本事業の取組に参加した日本人等 ③ 体制づくり補助事業の補助事業者、間接補助事業者
調査時期	令和6年度
調査方法	体制づくり補助事業の補助事業者により実施・回収
調査項目	① 日本語を学習した外国人の社会生活の変化を測定 ② 地域に在住する外国人に対する日本人等の意識や接し方の変化を測定 ③ 体制づくり補助事業の実施によって地域の活性化や地域振興に寄与しているかを測定
調査結果	別冊2「補助事業者実施アンケート調査(令和6年度)集計結果報告書」参照

3. 実地調査による情報収集等

調査対象	体制づくり補助事業を活用する補助事業者 15団体(「調査団体」参照)
調査時期	令和7年8月～令和7年11月
調査方法	ヒアリング調査(現地、オンライン)、取組視察(現地)
調査項目	進捗確認、実施体制、事業内容について、成果・課題等
調査結果	別冊3「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」実地調査報告書 参照
調査団体 (調査実施日 /視察日*) *視察がある団体 のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 岩手県 (令和7年10月2日/令和7年10月8日) 2. 秋田県 (令和7年11月4日) 3. 福島県 (令和7年11月14日) 4. 茨城県 (令和7年10月6日) 5. 神奈川県(令和7年11月7日/令和7年11月7日) 6. 愛知県 (令和7年10月16日) 7. 山梨県 (令和7年10月14日) 8. 大阪府 (令和7年10月2日) 9. 和歌山県(令和7年10月20日) 10. 広島県 (令和7年10月27日) 11. 徳島県 (令和7年10月30日) 12. 高知県 (令和7年8月1日/令和7年10月22日) 13. 大分県 (令和7年10月16日) 14. 岡山市 (令和7年10月30日) 15. 公益財団法人北九州国際交流協会(令和7年8月27日/令和7年9月19日)

第一章 地域における日本語教育施策の位置づけと効果

第一節 共生社会の実現と日本語教育施策の位置づけ

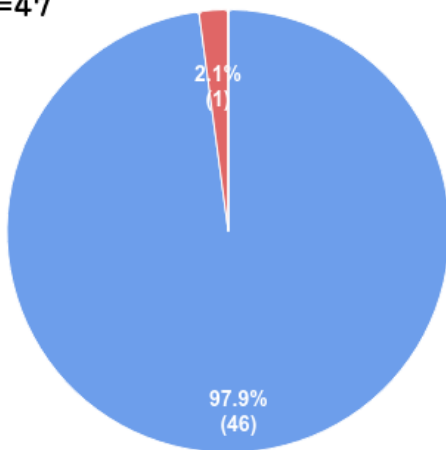
「日本語教育の推進に関する法律」では、日本語教育の推進に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務、基本的な方針の策定、地方公共団体の施策の実施などが明記され、地域における日本語教育が促進されました。また、同法律の目的は、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与」するものとされており、地域における日本語教育の推進が、国の「外国人との共生社会の実現」において重要な役割を担っているといえます。またその目的を達成するために同法律第 26 条では、「地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策を実施するよう努めるものとする。」としています。

今年度の本業務の調査では、各地の日本語教育推進の取組が「共生社会の実現」に基づいているものなのか、また共生を含むどのような政策分野の中で捉えているかを把握するための調査を行いました。

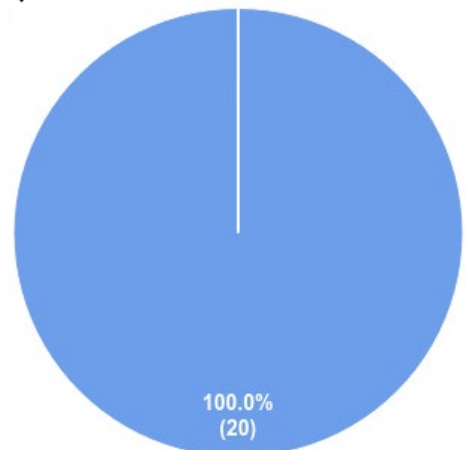
1. 共生社会の実現

【貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としているか（単一選択）】

<都道府県> n=47

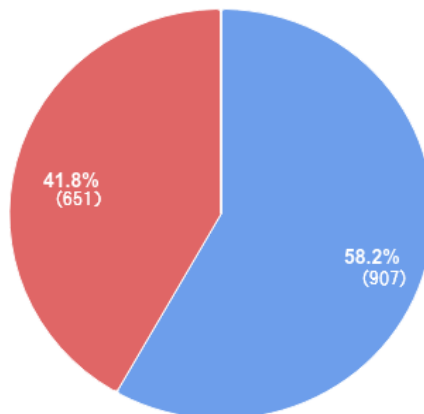


<政令指定都市> n=20



<市区町村> n=1,588

■ 1. している ■ 2. していない

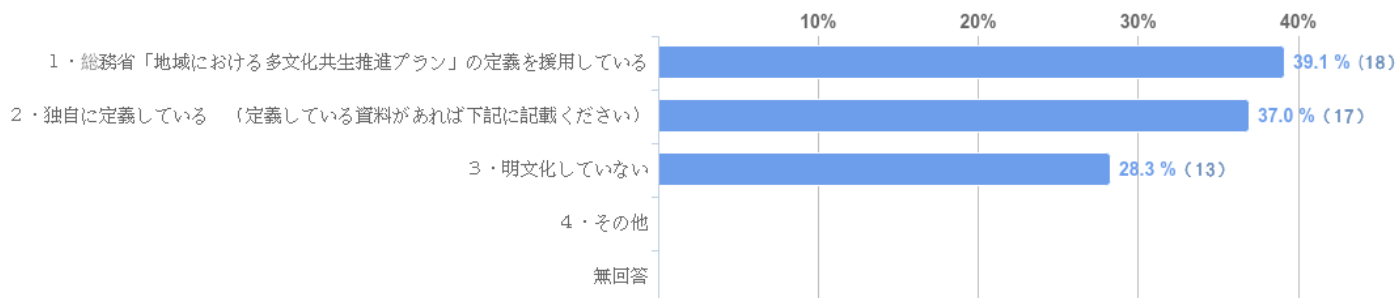


都道府県では1団体以外のすべて、政令指定都市では全団体が「共生社会の実現を目的としている」と回答しました。一方で市区町村では、その数は約6割にとどまりました。

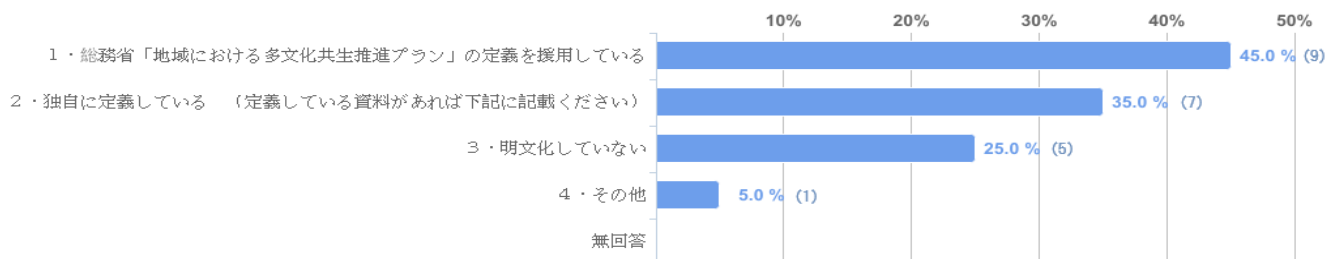
また、「日本語教育は共生社会の実現を目的としている」と回答した団体にはさらに「「共生社会とは何か」の定義づけ状況」についても確認しました。

【「共生社会とは何か」を定義しているか(複数選択可)】

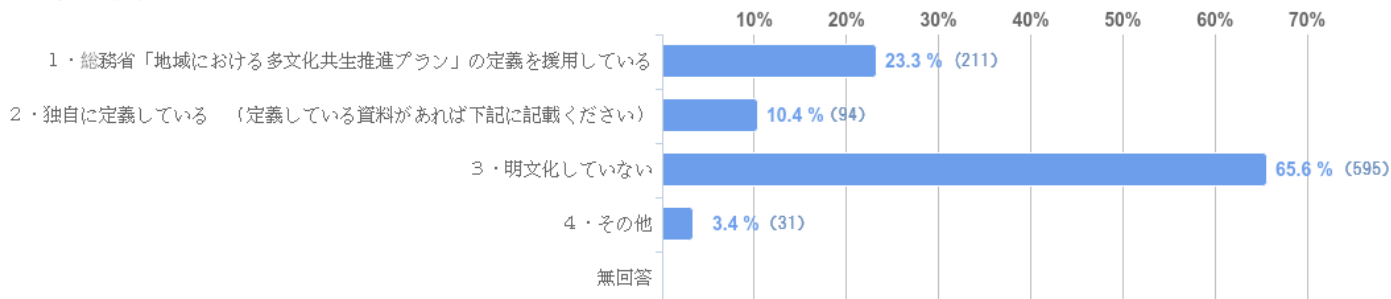
<都道府県> n=46



<政令指定都市> n=20



<市区町村> n=907

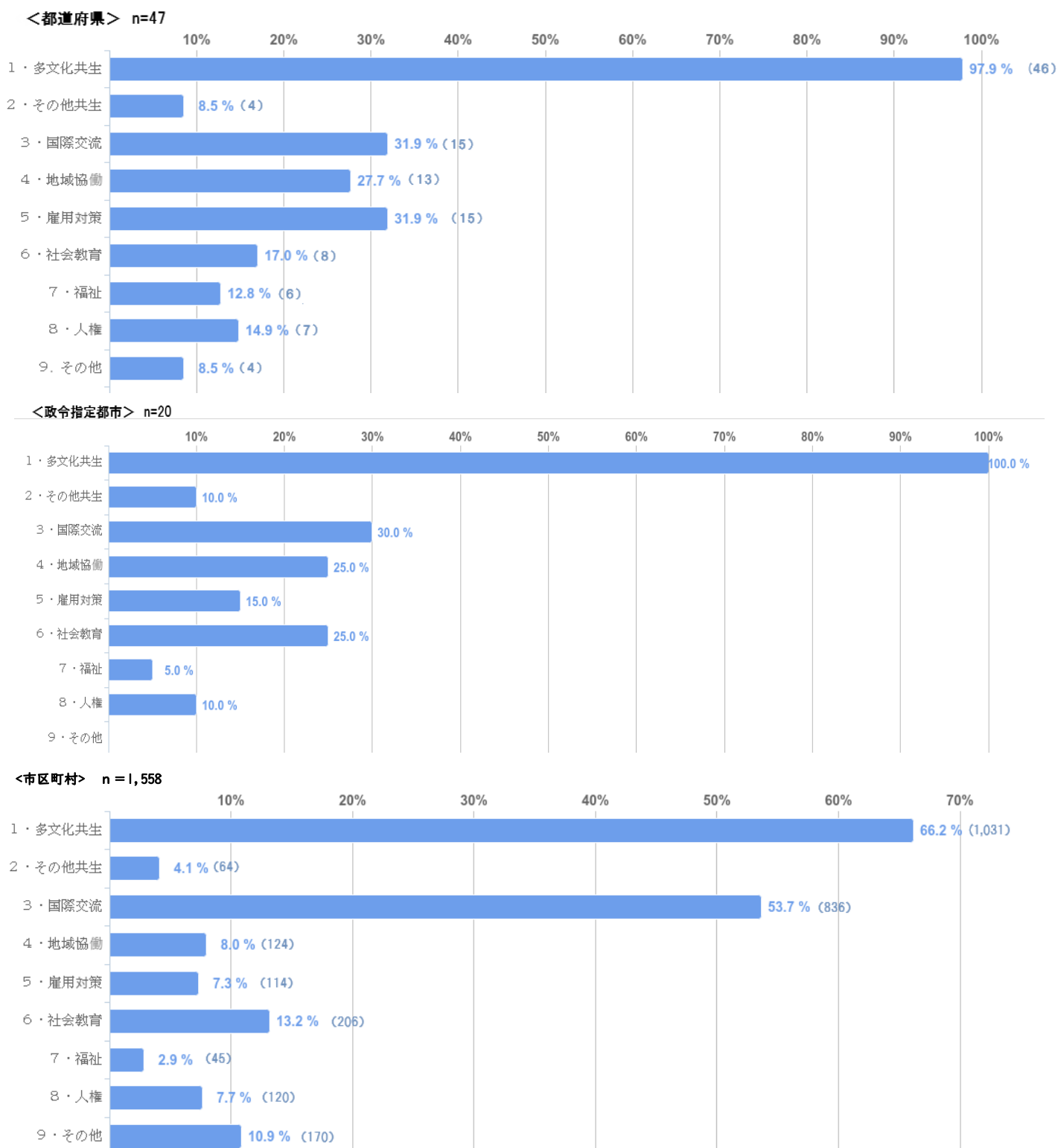


都道府県・政令指定都市では、「1. 総務省「地域における多文化共生推進プラン」の定義を援用している」と「2. 独自に定義している」と答えた団体を合わせると、どちらも70%以上となっており、「共生社会とは何か」の定義がなされていることが伺えました。一方、市区町村では、「3. 明文化していない」と答えた団体が 65.6%となっており、具体的な定義については遅れていることが分かりました。

2. 日本語教育施策の位置づけ

日本語教育施策の位置づけの調査では、昨年度は「共生」でまとめていたものを更に「多文化共生」と「その他共生」に分けて調査を行いました。

【貴団体において日本語教育施策はどのような政策分野に位置づけられているか（複数選択可）】



日本語教育施策の位置づけは、都道府県・政令指定都市・市区町村のすべてで、「多文化共生」と回答した団体が多い結果となりました。都道府県・政令指定都市については、他の項目の順位はおおむね昨年度と同様だったのに対し、市区町村については「多文化共生（昨年度は「共生）」と「国際交流」の順位が入れ替わる結果となりました。（昨年度は「国際交流」と回答する団体が 1,007 団体（63.5%）と最も多く、次いで「共生」が 813 団体（51.3%）でした。）

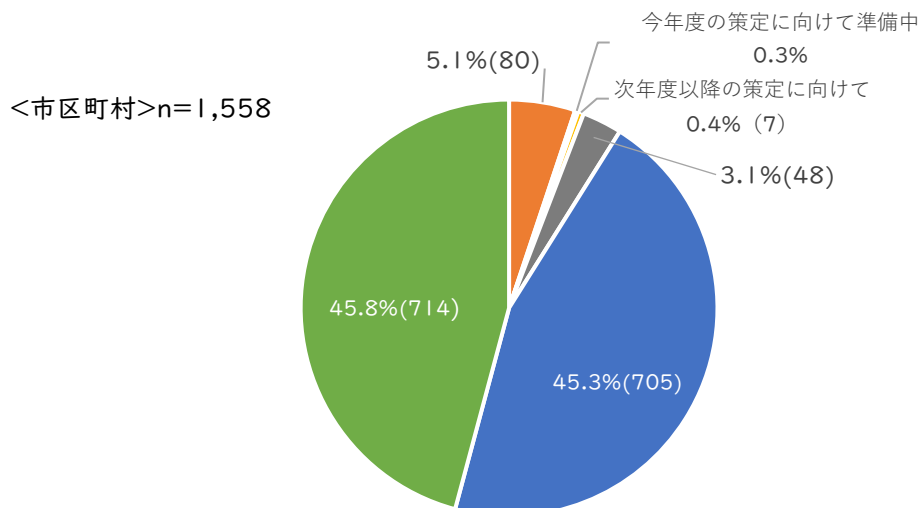
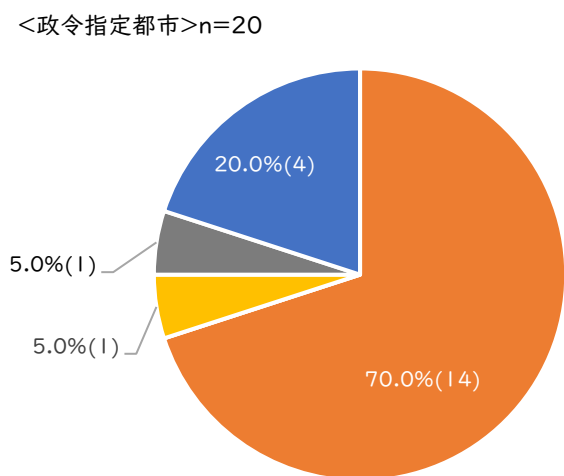
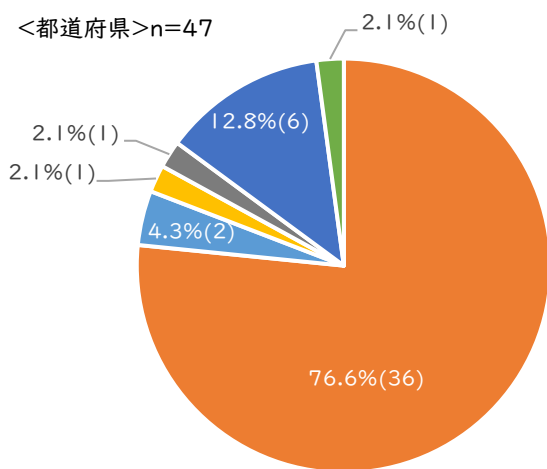
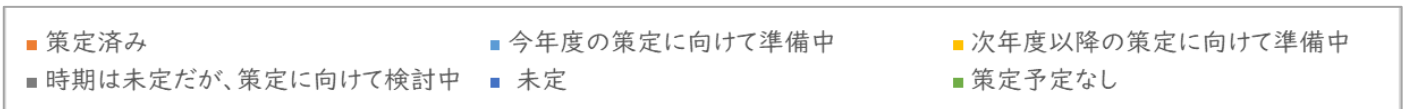
第二節 日本語教育の推進に関する法律に基づく基本方針策定状況

「日本語教育の推進に関する法律」の第10条では、政府は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、基本方針）を定めなければならないとされ、同法第11条では地方公共団体に対し、国の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとされています。そしてこの法律に基づき、令和2年6月23日に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました（令和7年9月改訂）。本業務では、この基本方針に基づいた地方公共団体における基本方針の策定状況を経年で把握するため、アンケート方式にて調査を行っています。

1. 基本方針の策定状況

地方公共団体向けアンケートの調査結果では、基本的な方針を「策定済み」は、都道府県で76.6%、政令指定都市で70%、市区町村では5.1%でした。昨年度の調査と比べても、都道府県は増減なし、政令指定都市は1団体（5.0ポイント）、市区町村は7団体（0.5ポイント）のみの増加であり、伸び幅は昨年度に比べると低くなりました。

（参考）昨年度の策定済み団体数 ※（ ）内は一昨年度からの伸び幅
 都道府県 36 団体（25.5 ポイント増）、政令指定都市 13 団体（25 ポイント増）、市区町村 73 団体（2.8 ポイント増）

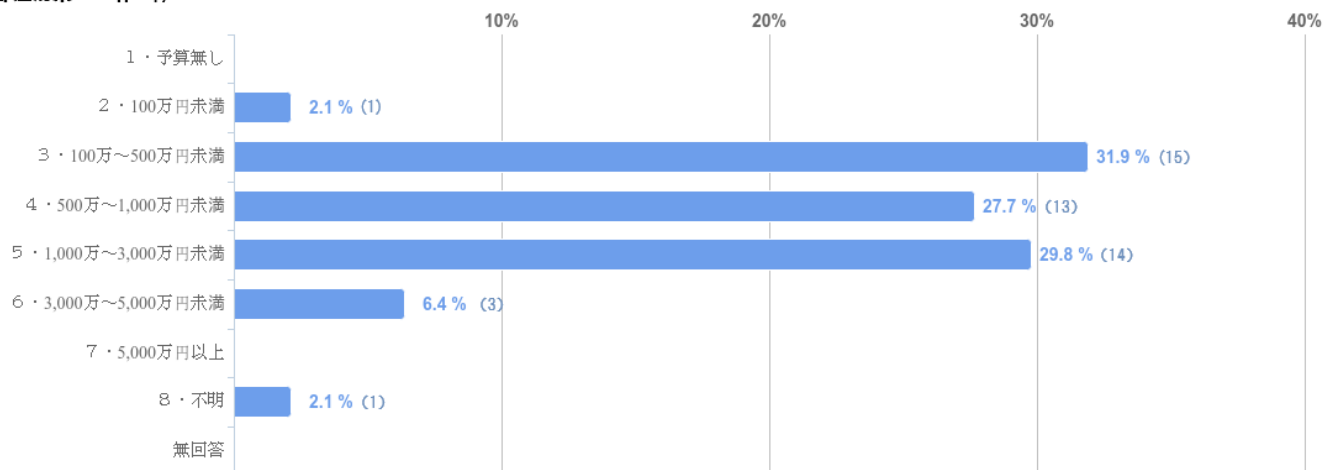


第三節 予算規模

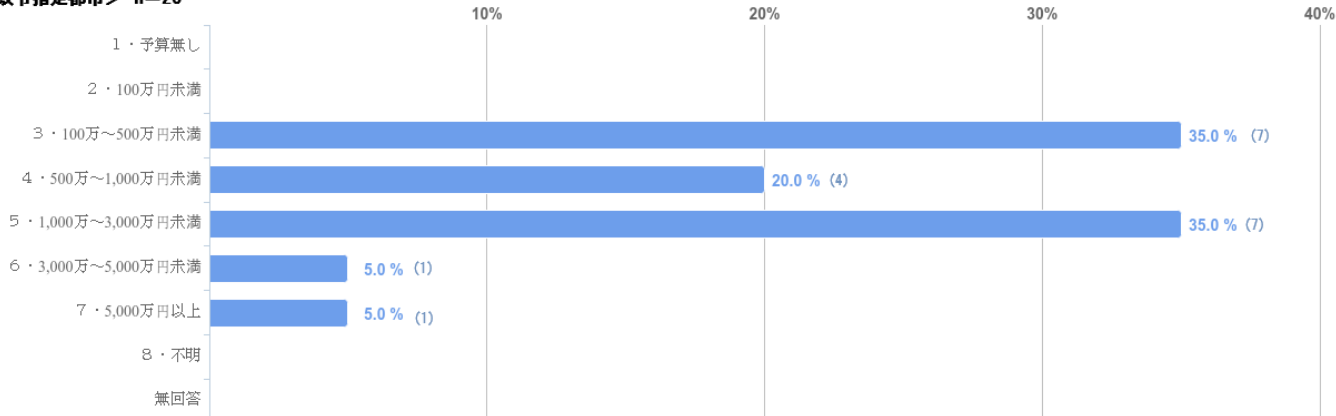
予算額については、都道府県・政令指定都市ではすべての団体が予算を確保しており、政令指定都市については全団体が100万円以上の予算を確保しています。市区町村については昨年度同様、「予算無し」とする団体が最も多く、52.5%となりました。また、主要な予算規模帯は都道府県・政令指定都市は100万円～3,000万円となっており、市区町村では「予算無し」を除くと50万円未満となっています。

【令和7年度の日本語教育事業の予算額(文部科学省からの補助・支援を含まない)】

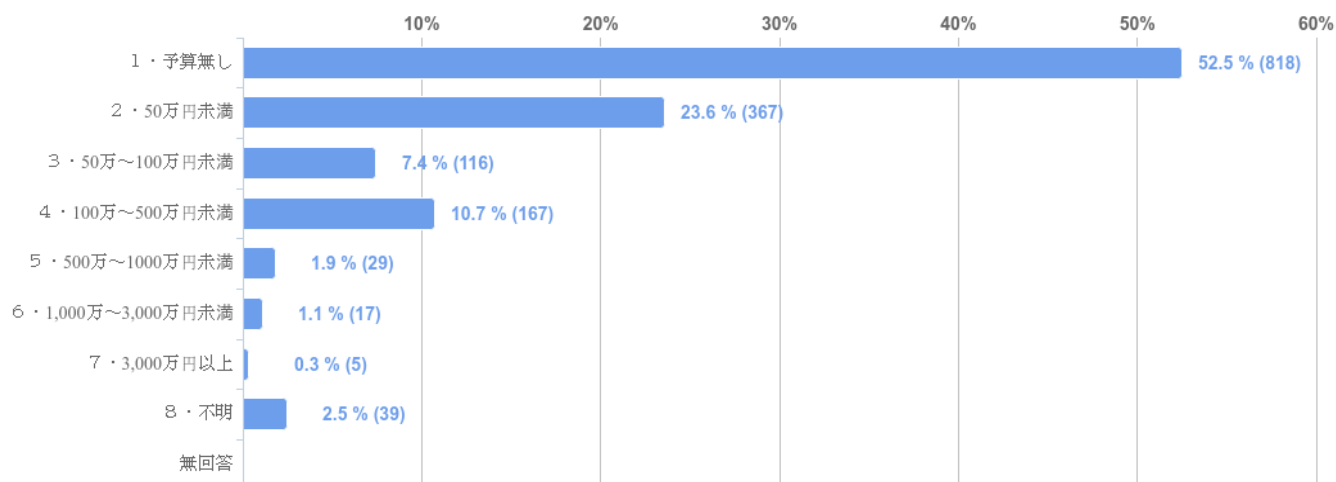
<都道府県> n=47



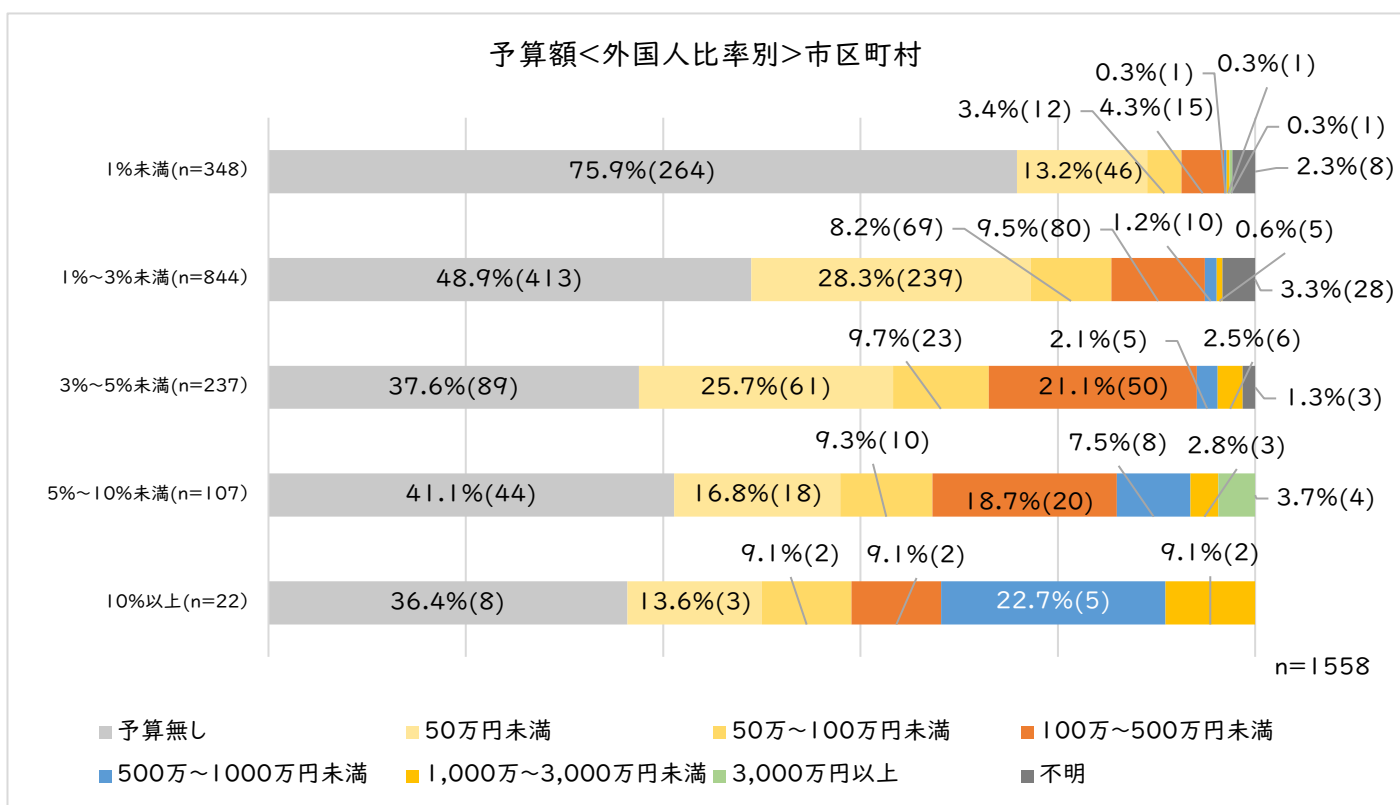
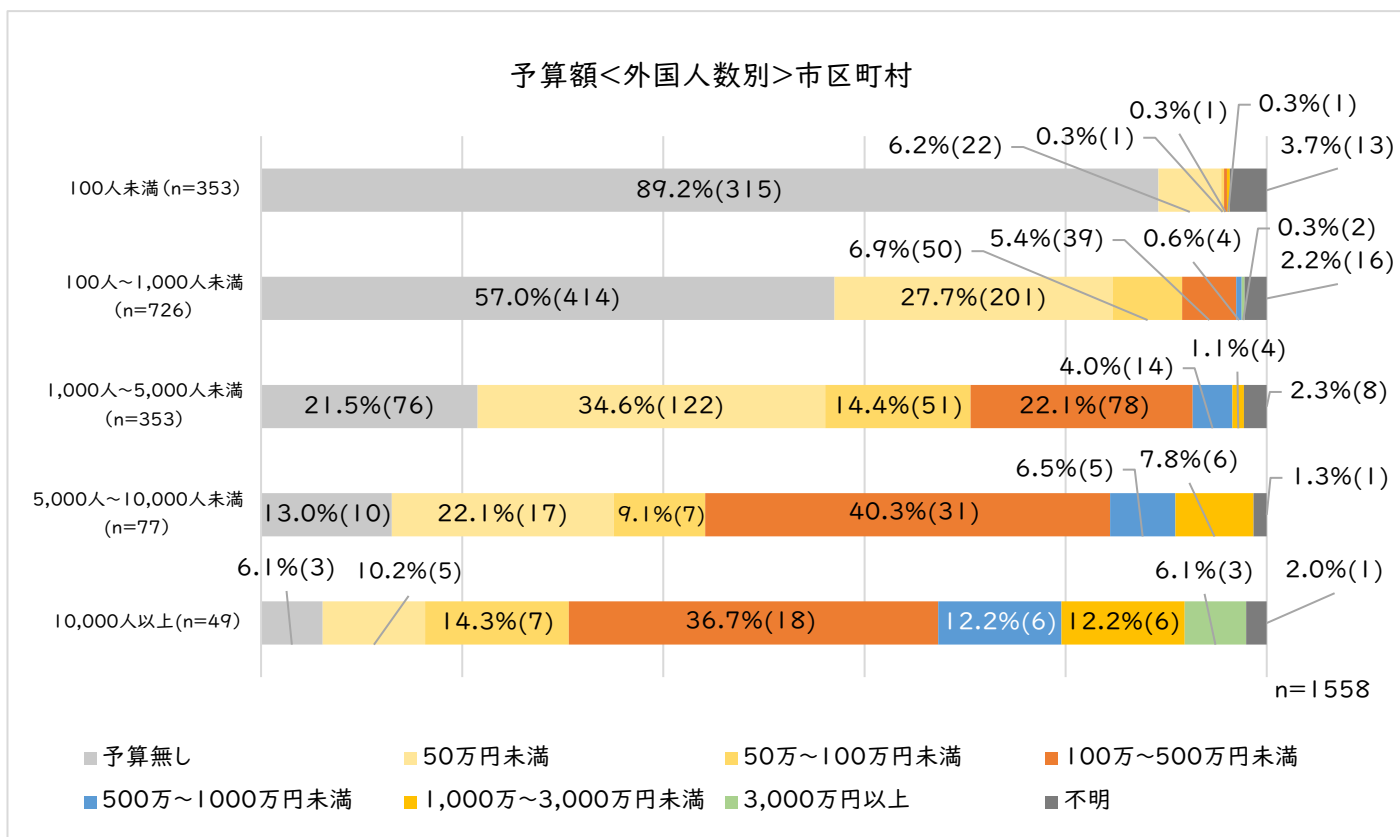
<政令指定都市> n=20



<市区町村> n=1558



また、半数以上の団体で予算の確保が行われていない市区町村においても、外国人数や外国人比率が高くなるほど予算が確保されている傾向にあることが分かります。しかし、外国人比率別に見ると、日本における外国人比率の平均は約3%ですが外国人比率が3%以上の団体でも4割近い団体で予算が確保されていないことが分かりました。



第四節 自治体区分別の役割分担（都道府県・政令市・市区町村）

昨年度の本業務の調査結果において、都道府県・政令指定都市・市区町村のそれぞれが担うべき機能や取組内容に違いが見られたことを受け、今年度は調査手法を見直しました。具体的には、「地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する実態調査」の実施に当たり、これまでの「都道府県・政令指定都市向け」と「市区町村向け」の2種類という区分を改め、「都道府県向け」「政令指定都市向け」「市区町村向け」の3種類に分けて調査を行いました。これにより、三つの区分ごとに役割や取組内容をより詳細に分析できる手法としています。

今年度はこの調査を通じて、各自治体間の相互の役割分担についても確認を行いましたので、その結果を以下にまとめました。

1-1. 日本語教育における都道府県と政令指定都市の役割

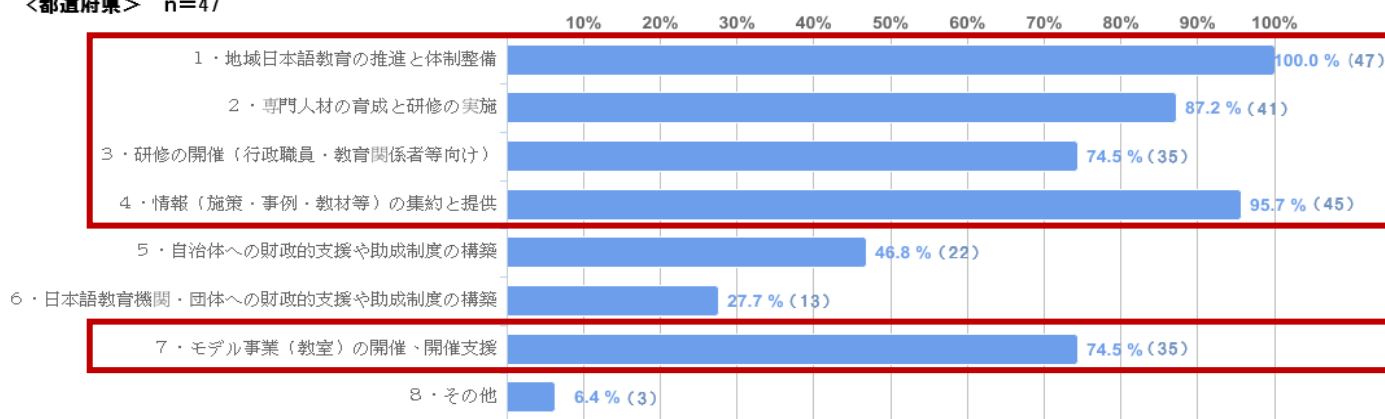
まず都道府県と政令指定都市に、日本語教育における自身の役割がどのようなものだと考えているかを確認しました。

【日本語教育における都道府県・政令指定都市の役割とはどのようなものと考えているか（複数選択可）】

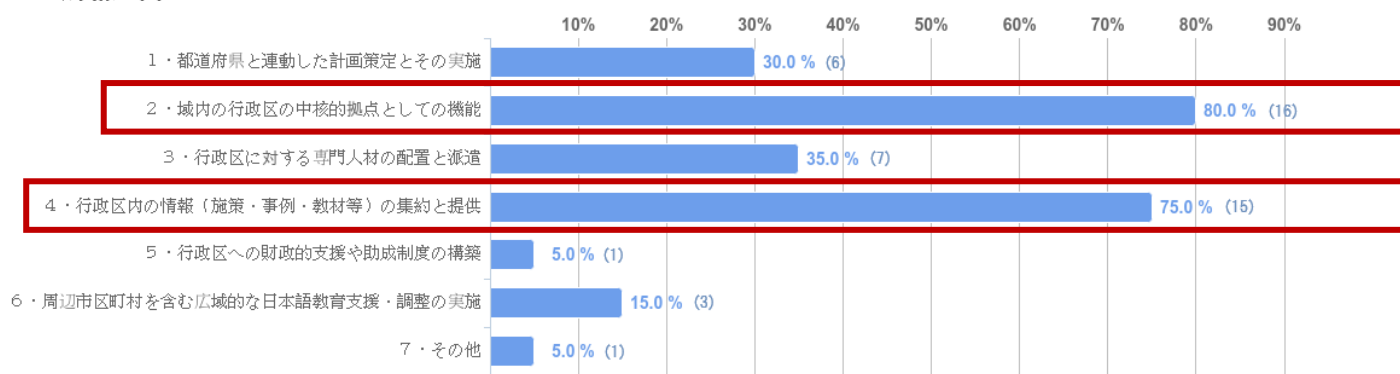
※ 政令指定都市には「日本語教育における政令指定都市“特有”の役割は何か」との問い

※ 回答の選択肢は都道府県と政令指定都市で異なる

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



都道府県の回答状況を見ると、「財政的支援や助成制度の構築」を除く項目において、7割以上の団体が自らの役割であると認識している傾向が見られました。

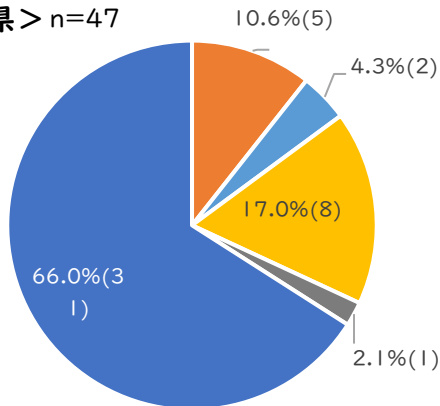
一方、政令指定都市においては、「域内の行政区の中核的拠点としての機能」及び「行政区内の情報の集約と提供」については高い認識が示されました。しかし、その他の項目については回答が分散しており、各都市が置かれている状況やこれまでの経緯に応じた認識の差異がうかがえる結果となりました。

1-2.都道府県と政令指定都市の役割分担

さらに都道府県と政令指定都市には、お互いの役割分担についてどのように認識しているかを確認しました。

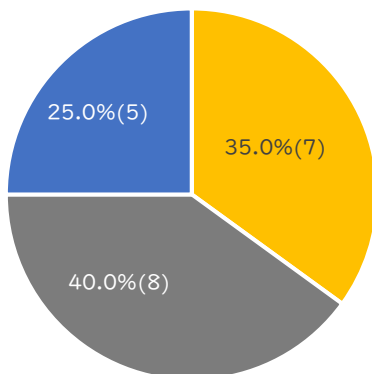
【日本語教育に関して、政令指定都市/都道府県との役割分担について、どのように認識しているか(単一選択)】

<都道府県> n=47



- 都道府県は、政令指定都市以外の市区町村を対象に施策展開を行う
- 都道府県は、政令指定都市も含めた市区町村を対象に施策展開を行う
- 都道府県は、政令指定都市も含めた市区町村を対象に施策展開を行うが、政令指定都市に対しては支援等を部分的に行う
- 特に分担はない
- 域内に政令指定都市はない
- その他

<政令指定都市> n=20



- 都道府県が主導し、政令指定都市は補完的な役割を担う
- 政令指定都市が主導し、都道府県は補完的な役割を担う
- 政令指定都市の域内は政令市都市が施策展開を担うこととし、都道府県はそれ以外の施策展開の役割を担う
- 両者が相互に連携する
- 現時点では明確な役割分担はない
- その他

日本語教育における都道府県と政令指定都市の役割分担については、以下のような傾向が見受けられました。

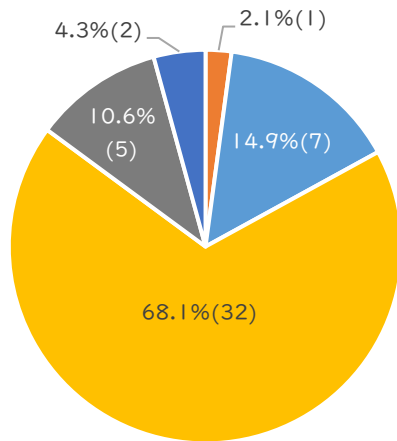
都道府県の回答では、「政令指定都市を含む市区町村を対象に施策を展開するが、政令指定都市に対しては部分的な支援にとどめる」とする回答が最も多く、次いで「政令指定都市を除く市区町村を対象に施策を展開する」という回答が多くなっています。一方、政令指定都市側の回答においても、「都道府県または政令指定都市のいずれかが主導し、他方が補完的な役割を担う」といった、明確な関係を示す回答は選ばれていません。回答が多方面に分散している状況から、政令指定都市は都道府県の施策体系に組み込まれるのではなく、独自の施策方針を維持している様子が推察されます。

2-1. 日本語教育における都道府県と市区町村の役割分担

都道府県と市区町村については、それぞれの役割分担とさらに都道府県がどのような役割を担うべきかについて確認しました。

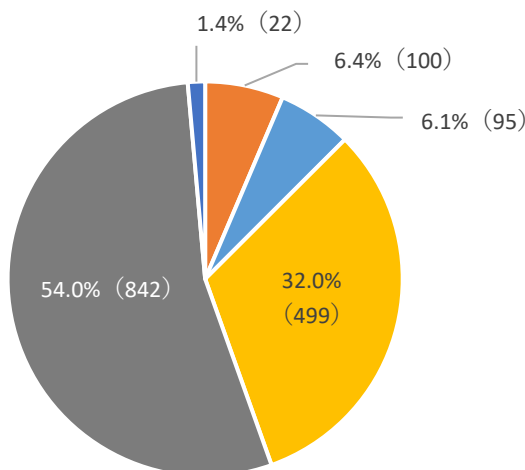
【日本語教育における都道府県/市区町村との役割分担についてどのように認識しているか(単一選択)】

<都道府県> n=47



- 都道府県が主導し、市区町村は補完的な役割を担う
- 市区町村が主導し、都道府県は補完的な役割を担う
- 両者が相互に連携する
- 現時点では明確な役割分担はない
- その他

<市区町村> n=1558



- 都道府県が主導し、市区町村は補完的な役割を担う
- 市区町村が主導し、都道府県は補完的な役割を担う
- 両者が相互に連携する
- 現時点では明確な役割分担はない
- その他

都道府県と市区町村における役割分担については、市区町村側の回答で「現時点で明確な役割分担はない」としたものを除くと、いずれの団体においても「双方が相互に連携する」と回答した割合が最も高い結果となりました。

その一方で、役割に関する認識には、わずかながら傾向の差が見受けられます。市区町村の回答では、「都道府県が主導し、市区町村は補完的な役割を担う」を選択した団体が 100 団体 (6.4%) 存在していますが、都道府県側で同様の回答を選択したのは 1 団体に留まっています。

この結果から、両者の間には役割分担に関する捉え方に、多少の相違がある可能性が示唆されます。

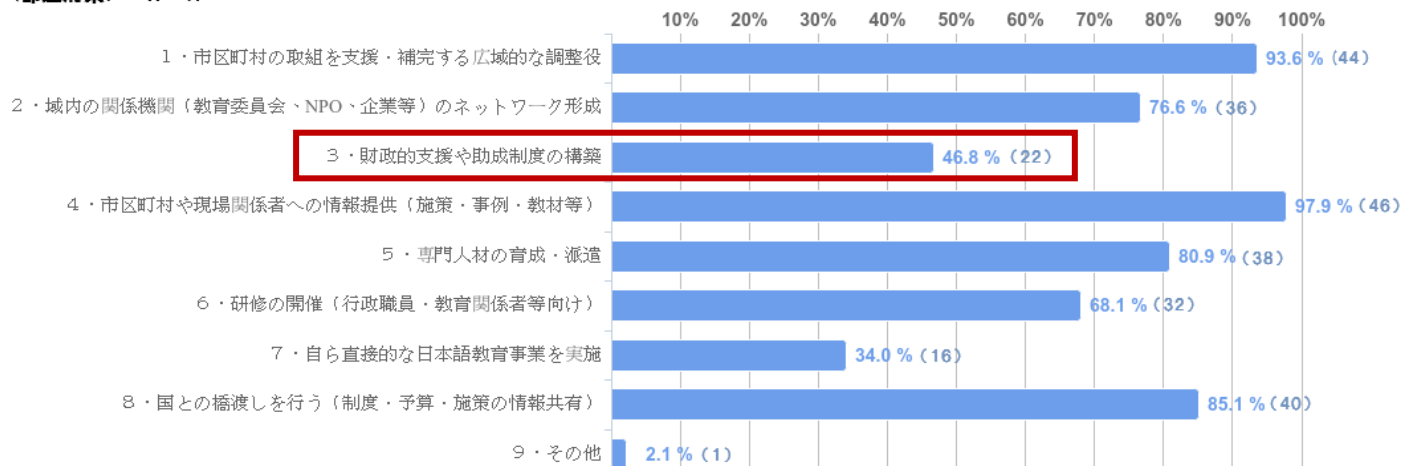
2-2.都道府県が担うべき役割

次に、都道府県と市区町村それぞれに市区町村の日本語教育に関して都道府県はどのような役割を担うべきかを確認しました。

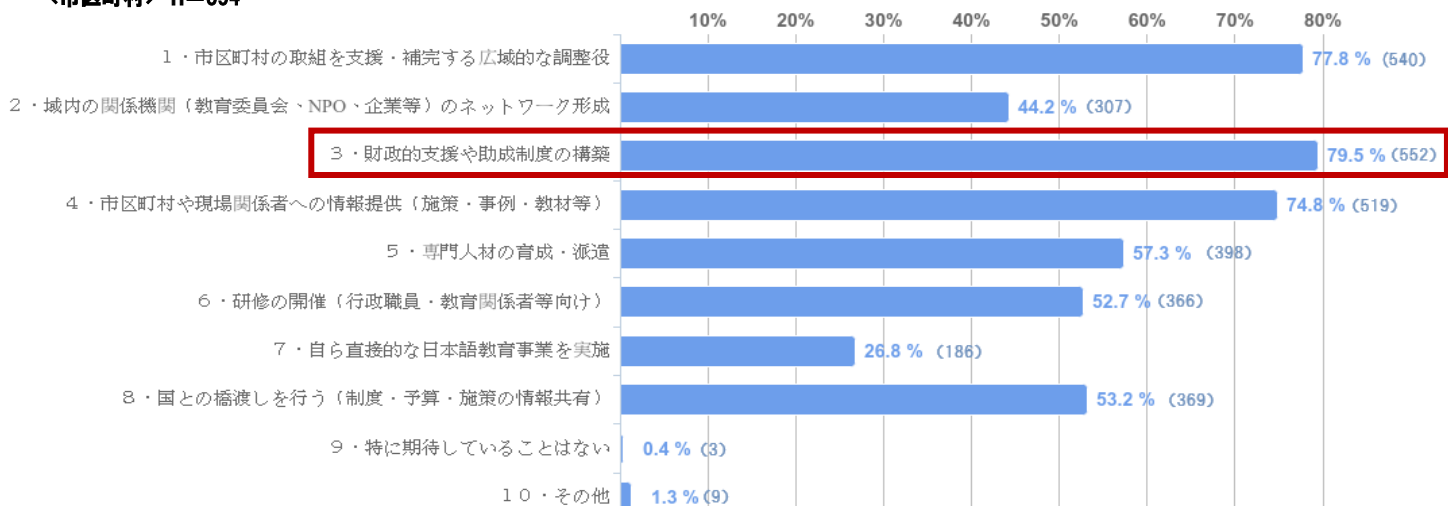
【市区町村の日本語教育に関して、都道府県はどのような役割を担うべきと考えるか(複数回答可)】

※ 都道府県は全団体への質問、市区町村へは「役割分担」の質問にて1~3に回答した団体への質問

<都道府県> n=47



<市区町村> n=694



本項目については、おおむね両者の考える都道府県の役割に大きな相違は見られませんでした。一点、顕著な差異が確認されました。

具体的には「財政的支援や助成制度の構築」において、これを自身の役割と認識している都道府県は 46.8% (22 団体)にとどまっているのに対し、市区町村側では 79.5% (552 団体)が都道府県の役割としてこれを求めており、両者の認識には 30 ポイント以上の差が生じています。

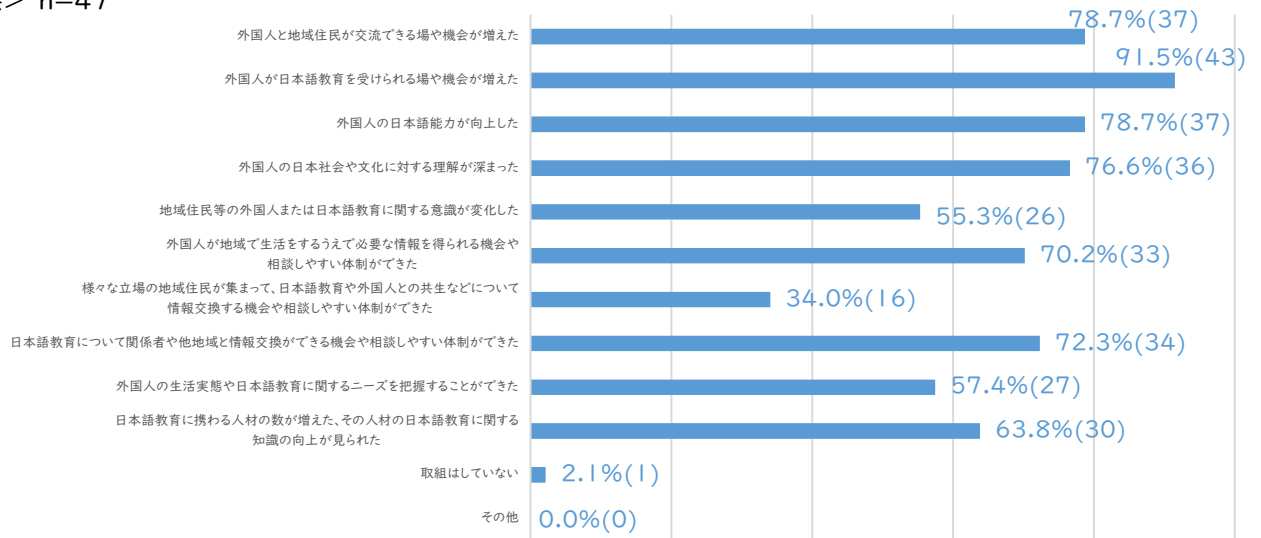
この結果から、市区町村における財政的支援の担い手について、都道府県への期待が高い一方で、実際の役割認識との間には、今後検討すべき課題があることがうかがえます。

第五節 日本語教育の取組の効果

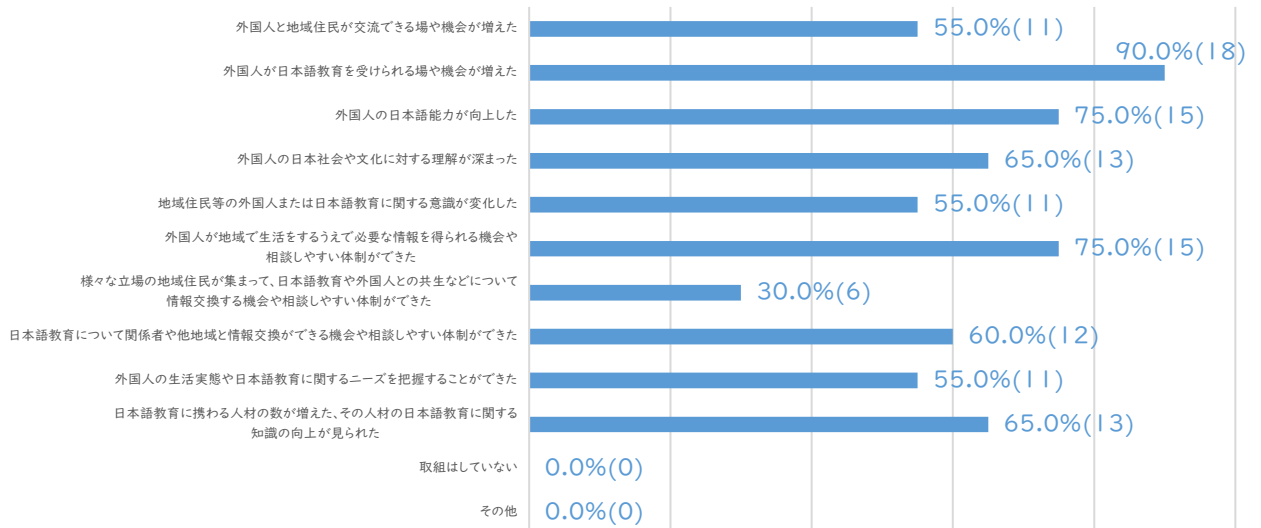
本業務にて全国の都道府県・政令指定都市・市区町村を対象に実施した「地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する実態調査」では、日本語教育の取組の効果についても各団体に確認を行っています。

【貴団体に実施している日本語教育に関して、取組の効果だと感じているものは何か（複数回答可）】

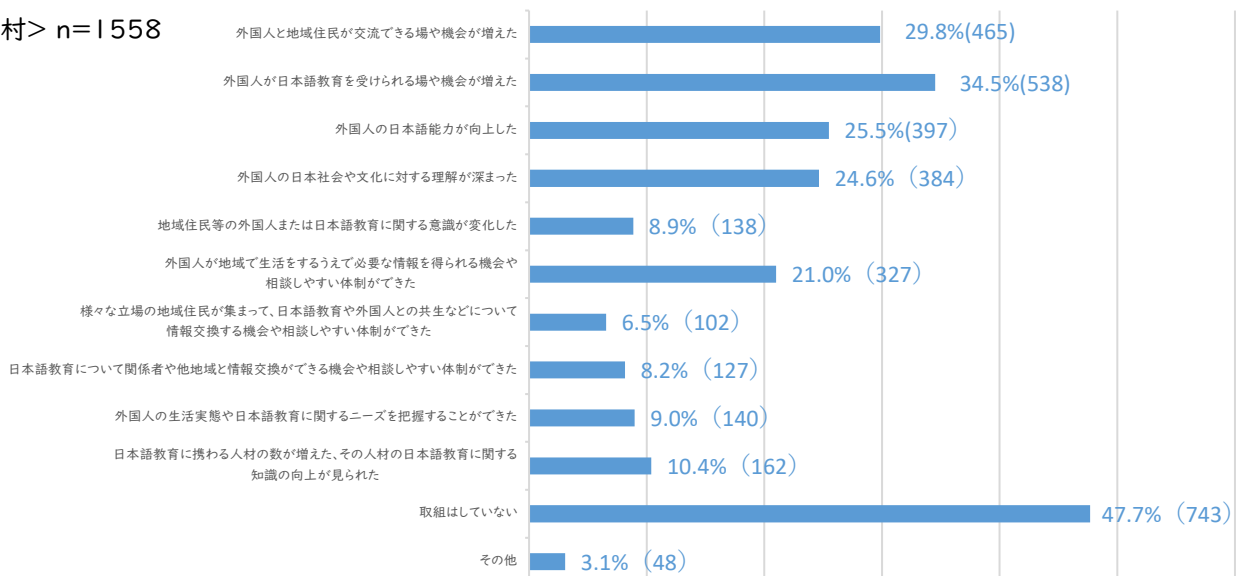
<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



<市区町村> n=1558



上の団体で一定の効果を認識していることが示されました。

市区町村については、全回答団体の約半数にあたる 743 団体が「取組はしていない」と回答していますが、これらを除いた実施団体に着目すると、20%以上の団体が以下の項目で効果を実感しているという結果が得られました。

- 外国人と地域住民が交流できる場や機会の増加
- 日本語教育を受けられる場や機会の増加
- 外国人の日本語能力の向上
- 日本社会や文化に対する理解の深化
- 地域生活に必要な情報の提供や相談体制の構築

一方で、いずれの自治体区分においても最も低い割合となったのは、「多様な立場の地域住民が日本語教育や共生社会について情報交換・相談できる体制の構築」でした。このことから、日本語教育の枠組みを超えた、地域全体での波及効果を実感する段階には、まだ至っていない状況が推察されます。

また、以下は市区町村の「基本方針の策定状況」と「日本語教育の取組の効果」の相関関係を示した表です。

日本語教育の取組の効果 基本方針の策定状況	日本語教育の取組の効果												全体
	1. 外国人と地域住民が交流できる場や機会が増えた	2. 外国人が日本語教育を受けられる場や機会が増えた	3. 外国人の日本語能力が向上した	4. 外国人の日本社会や文化に対する理解が深まった	5. 地域住民等の外国人または日本語教育に関する意識が変化した	6. 外国人が地域で生活をするうえで必要な情報を得られる機会や相談しやすい体制ができた	7. 様々な立場の地域住民が集まって、日本語教育や外国人との共生などについて情報交換する機会や相談しやすい体制ができた	8. 日本語教育について関係者や他地域と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた	9. 外国人の生活実態や日本語教育に関するニーズを把握することができた	10. 日本語教育に携わる人材の数が増えた、その人材の日本語教育に関する知識の向上が見られた	11. 取組はしていない	12. その他	
1. 策定済	61	65	45	56	27	52	16	20	23	27	1	2	80
	76.30%	81.30%	56.30%	70.00%	33.80%	65.00%	20.00%	25.00%	28.80%	33.80%	1.30%	2.50%	100.00%
2. 今年度の策定に向けて準備中	1	4	2	2	1	2	0	0	2	0	0	0	4
	25.00%	100.00%	50.00%	50.00%	25.00%	50.00%	0.00%	0.00%	50.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
3. 次年度以降の策定に向けて準備中	2	5	4	4	1	2	0	1	1	2	1	0	7
	28.60%	71.40%	57.10%	57.10%	14.30%	28.60%	0.00%	14.30%	14.30%	28.60%	14.30%	0.00%	100.00%
4. 時期は未定だが、策定に向けて検討中	18	22	20	16	4	13	2	4	5	5	14	1	48
	37.50%	45.80%	41.70%	33.30%	8.30%	27.10%	4.20%	8.30%	10.40%	10.40%	29.20%	2.10%	100.00%
5. 未定	202	236	169	163	55	139	47	53	54	75	339	23	705
	28.70%	33.50%	24.00%	23.10%	7.80%	19.70%	6.70%	7.50%	7.70%	10.60%	48.10%	3.30%	100.00%
6. 策定予定なし	181	206	157	143	50	119	37	49	55	53	388	22	714
	25.40%	28.90%	22.00%	20.00%	7.00%	16.70%	5.20%	6.90%	7.70%	7.40%	54.30%	3.10%	100.00%

「策定済」と答えた市区町村では、「交流機会の増加」「日本語教育機会の増加」「日本社会や文化への理解深化」など、成果が幅広く出ていることが見て取れます。

第二章 日本語教育の取組内容と学習機会の拡充

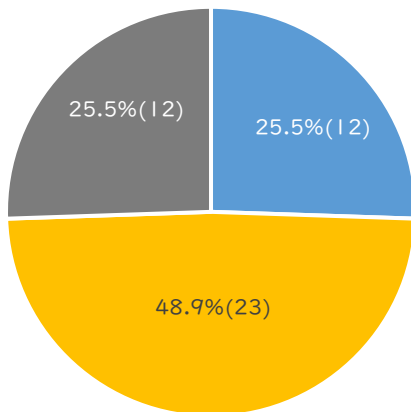
第一節 学習機会の充足状況とその方法

前節の取組効果の調査に対し、「取組はしていない」と回答したのは都道府県で1団体、市区町村では743団体となりました。今年度は全団体に対し、日本語教育の提供状況についての充足度を測るための調査を行いました。

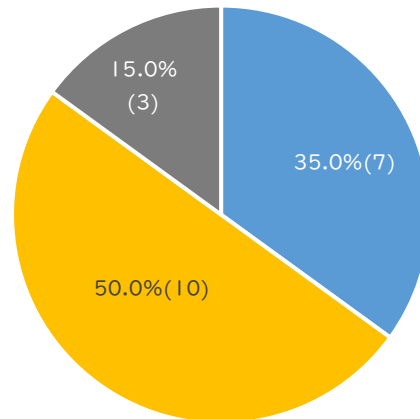
【域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足しているか(単一選択)】

■ 充足している ■ おおむね充足している ■ 不足している ■ 把握していない(ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)

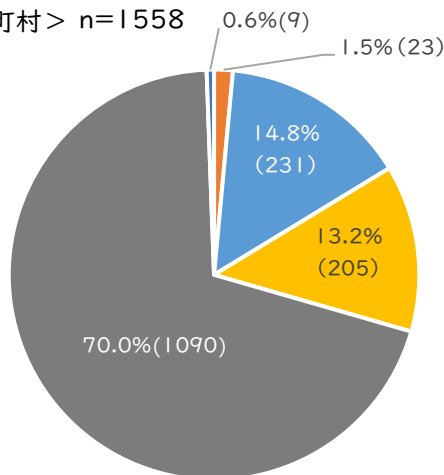
<都道府県>n=47



<政令指定都市>n=20



<市区町村> n=1558



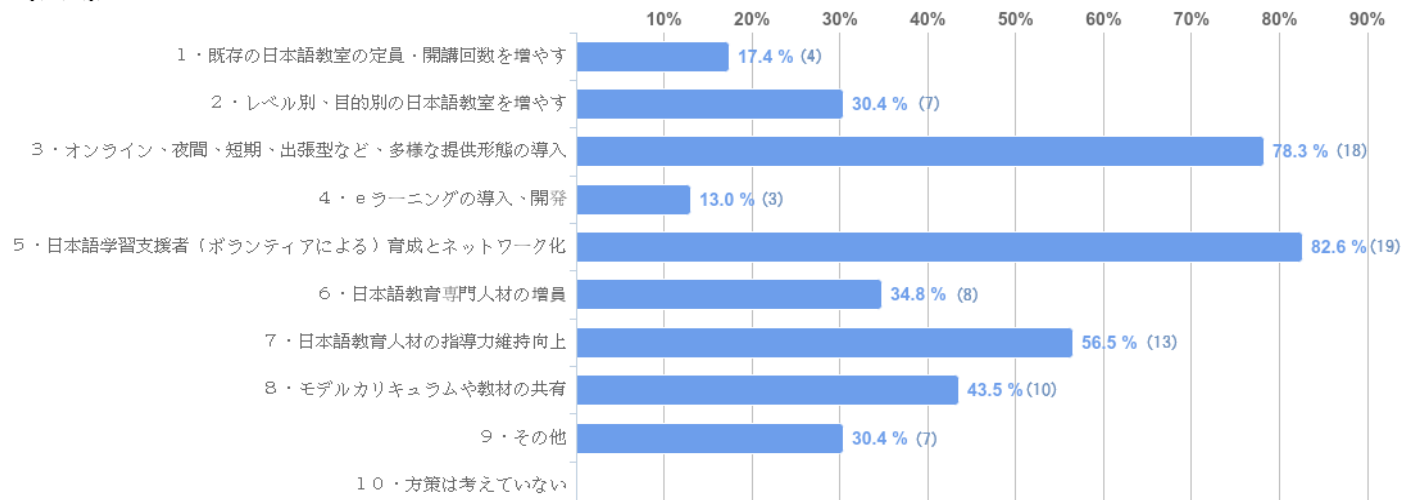
この質問に対し、「充足している」と回答した市区町村は23団体に留まっています。「おおむね充足している」までを含めた場合、都道府県で12団体、政令指定都市で7団体が充足していると回答しましたが、一方で都道府県・政令指定都市の約半数に近い団体が「不足している」と回答しています。

また、すべての自治体区分において「把握していない」とする回答も一定数見られました。これらの結果から、各地域における取組が、実際のニーズや需要に即したものとなっているかについて、改めて精査の必要性が示唆される結果となりました。

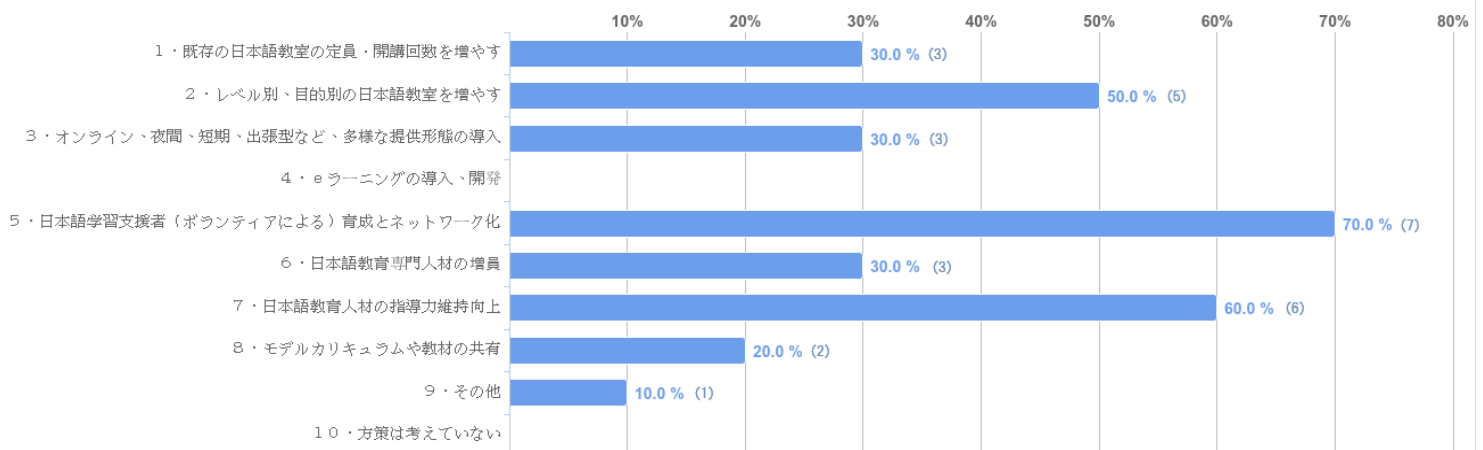
また、「不足している」と回答した団体には、提供状況の充足に向けた今後の方策について調査を行いました。

【域内・行政区内に存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定しているか
（複数選択可）】

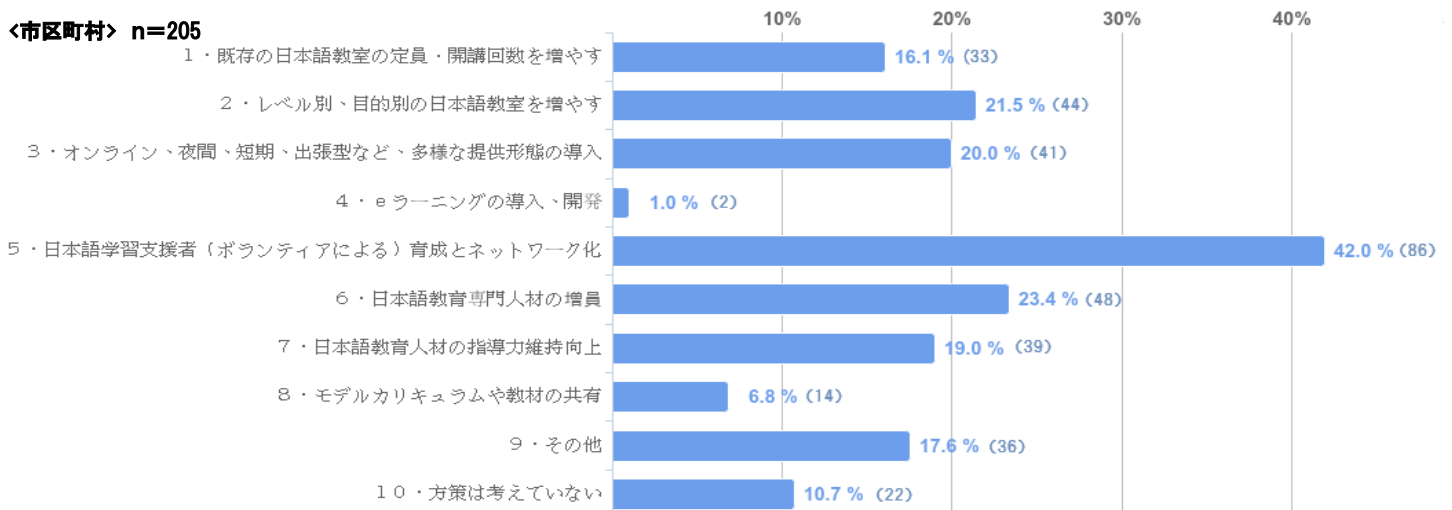
<都道府県> n=23



<政令指定都市> n=10



<市区町村> n=205



日本語教育の提供状況を充足させるための具体的な取組については、すべての自治体区分において「日本語学習支援者の育成及びネットワーク化」が最多となりました。その他の項目については、自治体区分ごとに一定のばらつきが見られます。一方で、最も回答数が少なかった項目も全区分で共通しており、「eラーニングの導入・開発」となりました。また、「モデルカリキュラムや教材の共有」についても、特に市区町村において低い割合にとどまっており、これらの結果から、システム開発や独自のモデル構築といった取組については、市区町村レベルで実施することへの負担感や、体制整備における課題の存在が推察されます。

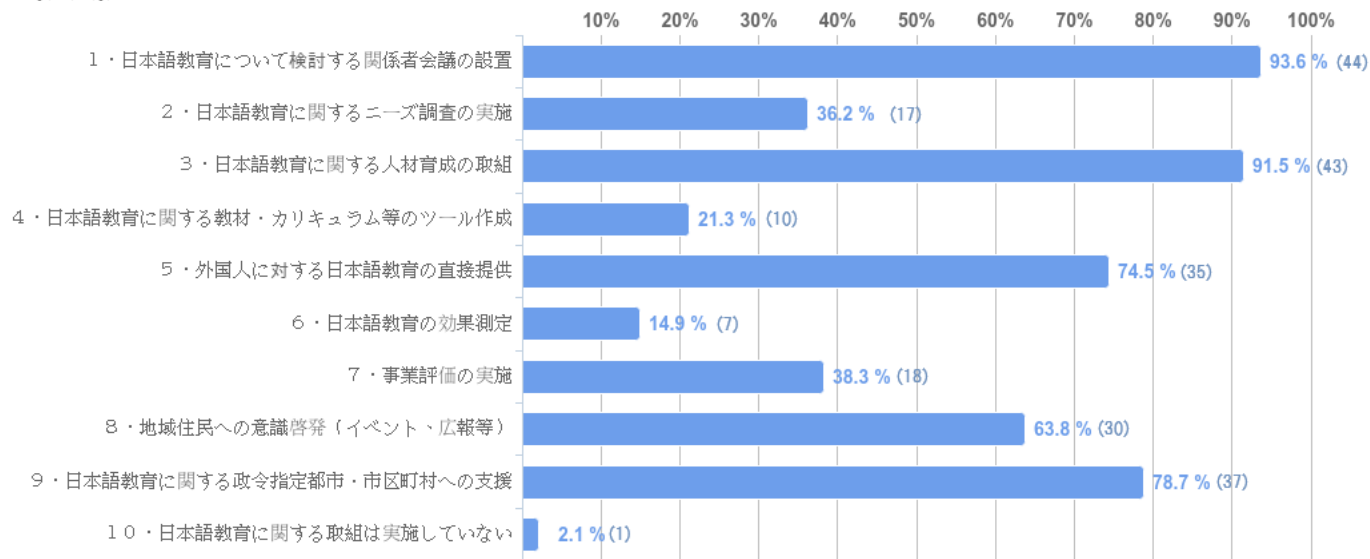
第二節 日本語教育の取組内容と対象レベル

次に、各地域における日本語教育の取組内容について確認します。また今年度は実施する取組の想定する学習者の対象のレベルについても確認しました。

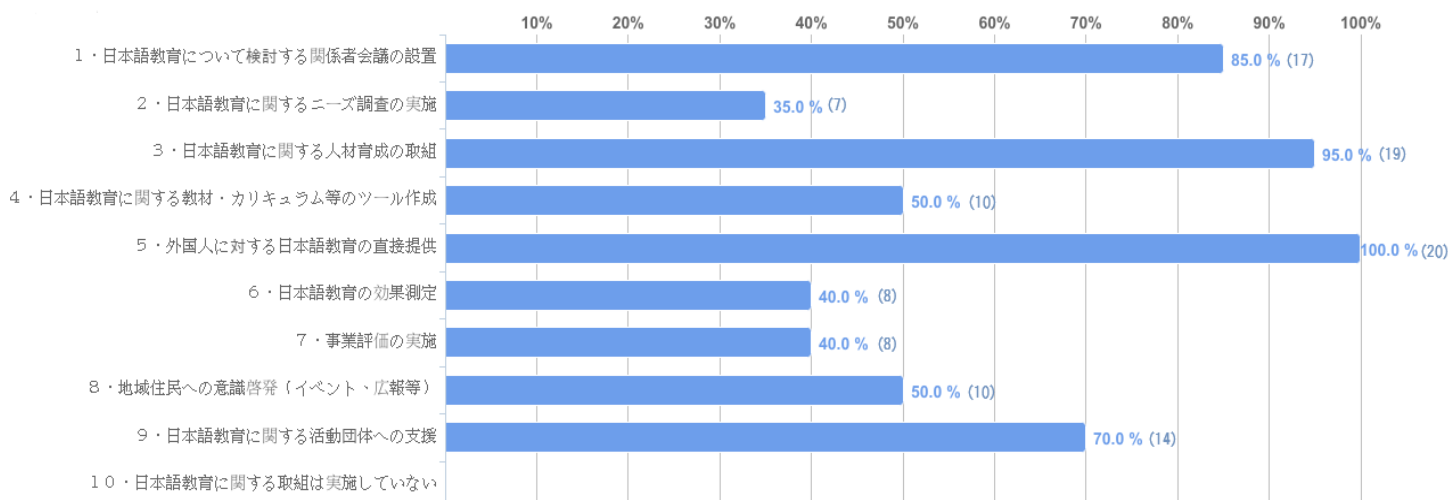
1.日本語教育の取組内容

【今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがあるか(複数選択可)】

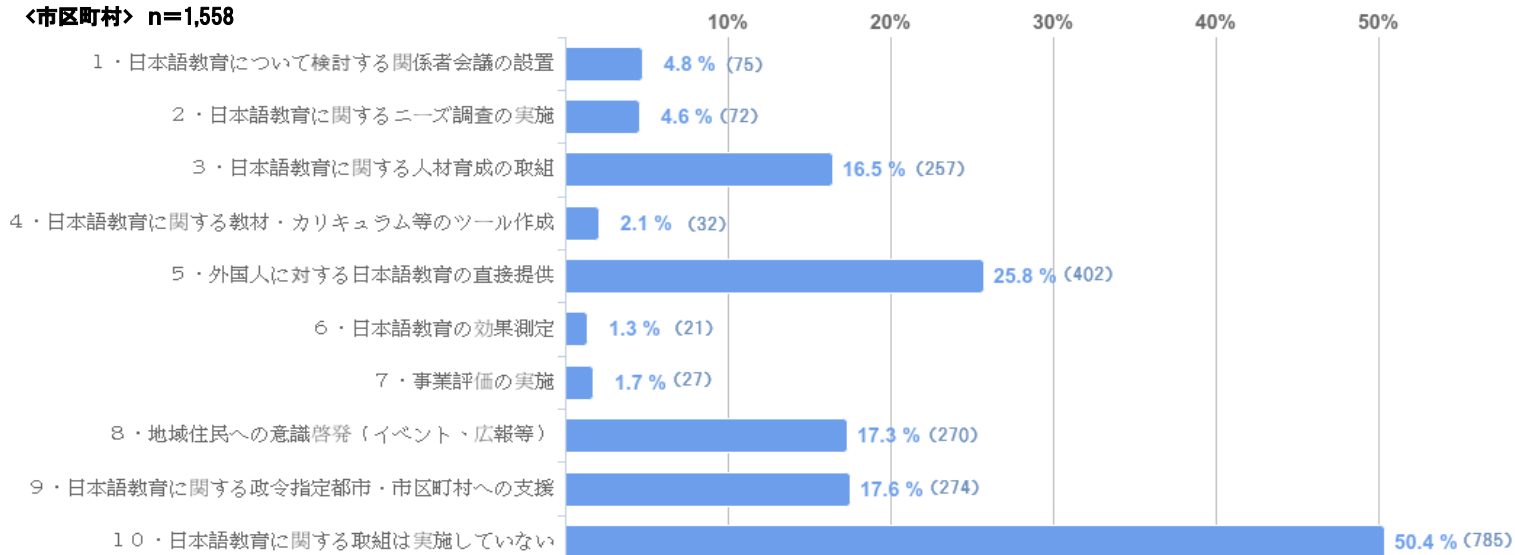
＜都道府県＞ n=47



＜政令指定都市＞ n=20



＜市区町村＞ n=1,558



日本語教育に関する取組の全体的な傾向としては、「人材育成」や「教育機会の直接提供」、「地域住民への意識啓発」といった項目が、多くの自治体で実施されやすい状況にあります。また、都道府県及び政令指定都市においては「関係者会議の設置」による連携体制の構築が進んでいる一方、市区町村における実施割合は低い結果となりました。

その一方で、「日本語教育の効果測定」や「ニーズ調査」、「事業評価」といった、施策の客観的な評価・分析に関する取組については、自治体区分を問わず全体的に実施割合が低くなっています。加えて、都道府県及び市区町村においては「教材やカリキュラム等のツール作成」の実施も限定的であり、これらの項目が共通の課題となっている状況が推察されます。

以下は、予算額と日本語教育の取組内容の相関関係を示した表です。

(各自治体区分において、予算額は主要な予算規模帯のみを表示)

	1. 日本語教育について検討する関係者会議の設置	2. 日本語教育に関するニーズ調査の実施	3. 日本語教育に関する人材育成の取組	4. 日本語教育に関する教材・カリキュラム等のツール作成	5. 外国人に対する日本語教育の直接提供	6. 日本語教育の効果測定	7. 事業評価の実施	8. 地域住民への意識啓発(イベント、広報等)	9. 日本語教育に関する政令指定都市・市区町村・団体への支援	10. 日本語教育に関する取組は実施していない	無回答	全体	
都道府県	3. 100万～500万円未満	13 86.70%	7 46.70%	13 86.70%	2 13.30%	9 60.00%	0 0.00%	4 26.70%	8 53.30%	12 80.00%	0 0.00%	0 0.00%	15 100.00%
	4. 500万～1,000万円未満	13 100.00%	4 30.80%	13 100.00%	2 15.40%	11 84.60%	2 15.40%	4 30.80%	9 69.20%	10 76.90%	0 0.00%	0 0.00%	13 100.00%
	5. 1,000万～3,000万円未満	14 100.00%	5 35.70%	13 92.90%	5 35.70%	13 92.90%	5 35.70%	8 57.10%	10 71.40%	11 78.60%	0 0.00%	0 0.00%	14 100.00%
	6. 3,000万～5,000万円未満	3 100.00%	0 0.00%	3 100.00%	1 33.30%	2 66.70%	0 0.00%	2 66.70%	2 66.70%	3 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	3 100.00%
政令指定都市	3. 100万～500万円未満	5 71.40%	3 42.90%	6 85.70%	3 42.90%	7 100.00%	2 28.60%	2 28.60%	2 28.60%	6 85.70%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
	4. 500万～1,000万円未満	3 75.00%	1 25.00%	4 100.00%	3 75.00%	4 100.00%	2 50.00%	2 50.00%	4 100.00%	3 75.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
	5. 1,000万～3,000万円未満	7 100.00%	3 42.90%	7 100.00%	3 42.90%	7 100.00%	2 28.60%	3 42.90%	2 28.60%	4 57.10%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
市区町村	1. 予算無し	8 1.00%	18 2.20%	22 2.70%	4 0.50%	40 4.90%	0 0.00%	1 0.10%	40 4.90%	46 5.60%	690 84.40%	0 0.00%	818 100.00%
	2. 50万円未満	18 4.90%	22 6.00%	91 24.80%	6 1.60%	133 36.20%	5 1.40%	11 3.00%	98 26.70%	123 33.50%	50 13.60%	0 0.00%	367 100.00%
	3. 50万～100万円未満	12 10.30%	8 6.90%	43 37.10%	3 2.60%	69 59.50%	2 1.70%	4 3.40%	44 37.90%	36 31.00%	6 5.20%	0 0.00%	116 100.00%
	4. 100万～500万円未満	27 16.20%	18 10.80%	75 44.90%	11 6.60%	119 71.30%	6 3.60%	6 3.60%	70 41.90%	48 28.70%	9 5.40%	0 0.00%	167 100.00%
	5. 500万～1000万円未満	6 20.70%	3 10.30%	14 48.30%	3 10.30%	17 58.60%	6 20.70%	2 6.90%	10 34.50%	11 37.90%	1 3.40%	0 0.00%	29 100.00%
	6. 1,000万～3,000万円未満	2 11.80%	1 5.90%	8 47.10%	2 11.80%	14 82.40%	1 5.90%	1 5.90%	5 29.40%	6 35.30%	0 0.00%	0 0.00%	17 100.00%

この表を見ると、「効果測定」や「事業評価」を実施する団体数は全体として限られています。予算規模が大きくなるにつれて実施割合も高まる傾向が見取れます。これは、一定規模以上の予算を伴う事業においては、その成果の検証や適正な運用を確認するための客観的な評価体制が、より求められる傾向にあることが考えられます。

また、日本語教育の直接提供についても、特に市区町村において、予算額の増加に伴って取組を行う団体の割合も増えていることが確認されました。この結果は、日本語教室等の開設や運営を安定的に継続していく上では一定の予算が必要であることが示唆されます。

2. 取組の対象レベル

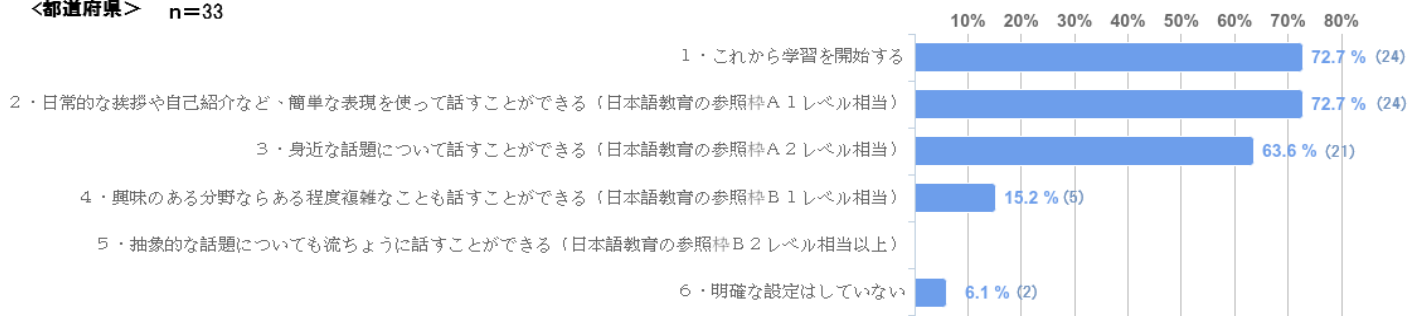
「地域における日本語教育の在り方について(報告)」では、地域における日本語教育の内容は「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活 Can do」を参照しつつ設計される必要があり、その到達目標を B1 と定めています。

本業務では、実際に各自治体が行う取組において、取組対象がどのレベルの外国人を想定しているのかを確認するための調査を行いました。なお各取組のうち、「日本語教室の立ち上げやオンラインによる日本語教育の提供」及び「日本語教師の派遣」の方法にて直接の日本語教育を提供している団体に対して、想定する受講者のレベルを調査しました。

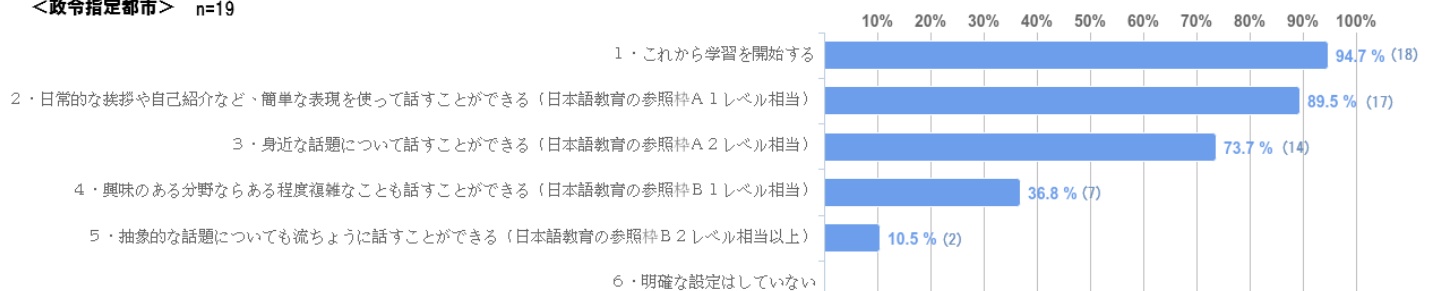
【取組の対象となるのはどの程度のレベルの人であると想定しているか(複数選択可)】

※ 実際に参加した受講者のレベルではなく、各団体が想定した取組の目標レベルとして回答

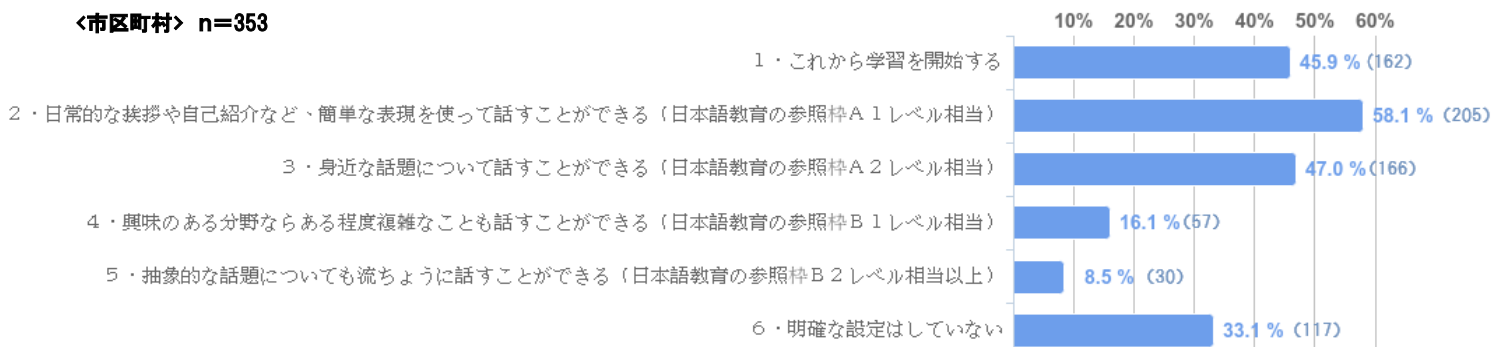
<都道府県> n=33



<政令指定都市> n=19



<市区町村> n=353



想定される学習対象者については、各自治体間で多少の差異はあるものの、すべての自治体区分において、主に国が示す到達目標(B1レベル)の前段階にあたる「学習開始期からA2レベル相当」を対象とする傾向が共通して見られました。なお、市区町村においては「明確な設定はしていない」と回答する団体の割合も高くなっており、対象者のレベルを設定していく上での課題も残されている状況が推察されます。

第三節 オンラインの活用

「地域における日本語教育の在り方について(報告)」等でも言及されている通り、地域日本語教育における ICT の活用は多方面で推進されており、実際にオンライン形式を導入している団体も見受けられます。本業務においても、こうした背景を踏まえ、オンラインの活用状況について継続的な調査を行いました。

地域の日本語教育においてオンラインを活用している団体のうち、すべての自治体区分で最も多く取り組まれているのは、昨年度と同様に「日本語教育の実施」となりました。実施団体数は、都道府県で 31 団体、政令指定都市で 12 団体、市区町村で 106 団体となっています。

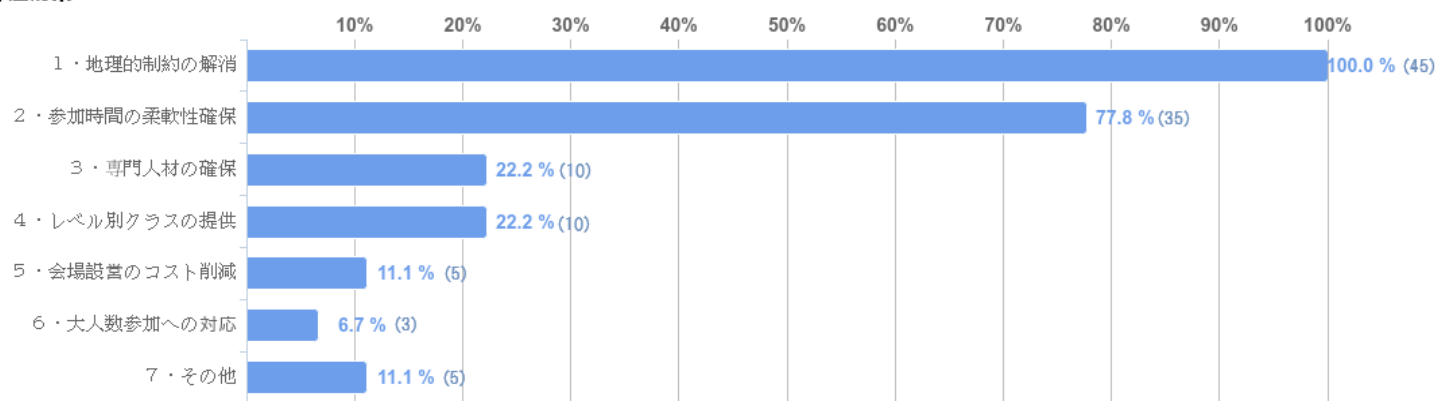
都道府県においては、同じく昨年度と同様に「日本語教育人材向けの研修」での活用も 21 団体に上り、政令指定都市や市区町村と比較して高い活用率を示す結果となりました。

一方で、「オンラインを活用する予定はない・未定」とする回答は、政令指定都市で 5 団体、市区町村では 1,362 団体に上り、この傾向も昨年度同様でした。

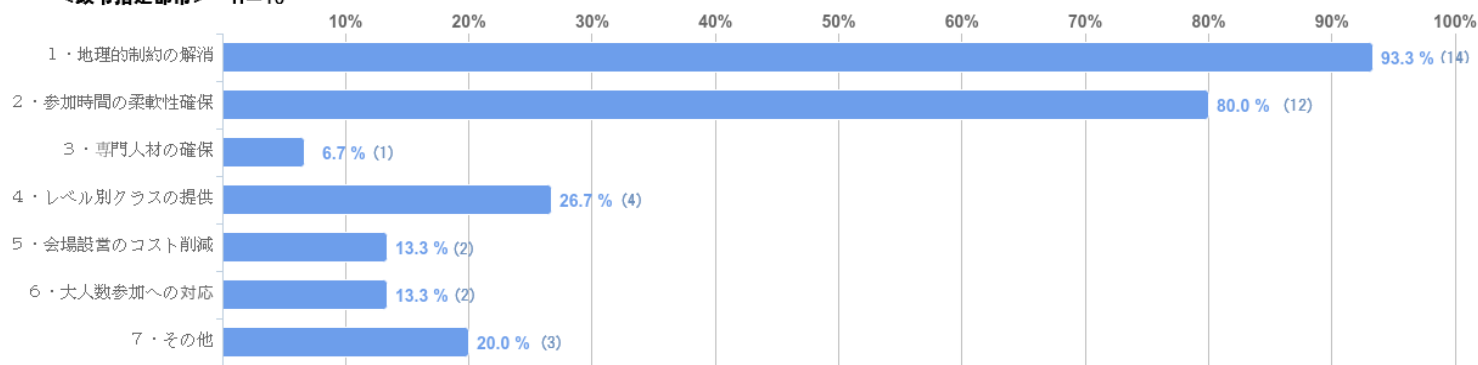
今年度は、新たな調査項目として、オンライン活用の目的を調査しました。

【オンライン実施の目的は何か(複数選択可)】

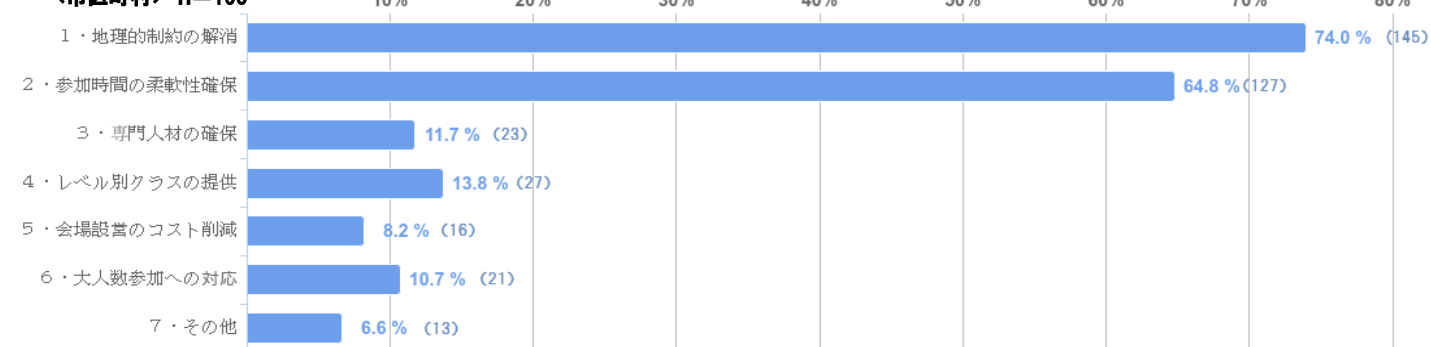
<都道府県> n=45



<政令指定都市> n=15



<市区町村> n=196



オンライン活用の目的については、すべての自治体区分において「地理的制約の解消」が最も高く、次いで「参加時間の柔軟性確保」が高い結果となりました。

この結果は、対面形式での実施において課題となっていた、会場への移動が困難であるという物理的な制約や、固定された時間内での参加が叶わないといった状況を解消する手段として、オンラインが活用されていることを示しています。あわせて、地域日本語教育を推進する上で各自治体が直面している共通の課題が、活用の目的という形で具体的に示唆される結果となりました。

各地域のオンラインを活用した取組は体制づくり補助事業の事例報告書等で報告しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02998.html

第四節 日本語教室空白地域解消のための取組実施状況

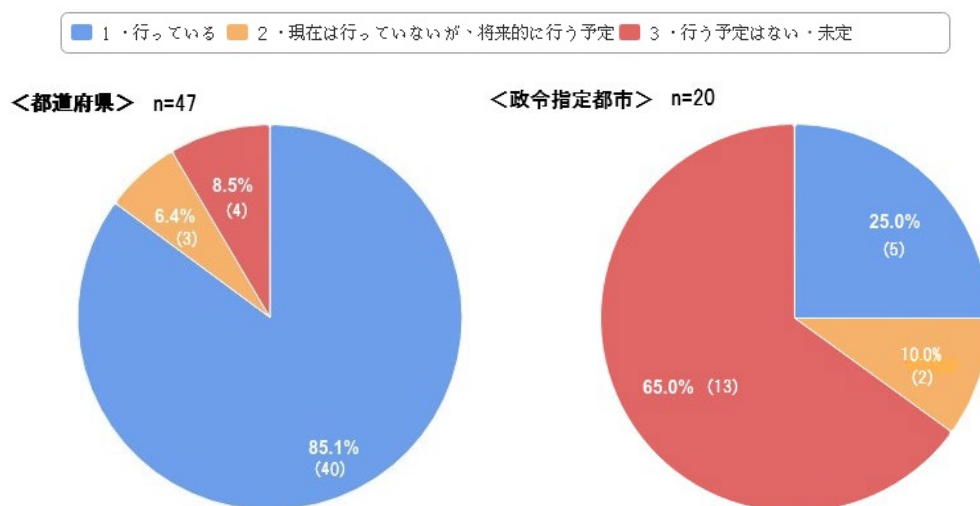
令和6年度の「日本語教育実態調査 国内の日本語教育の概要」（文部科学省）によれば、全国の地方公共団体のうち「日本語教室がある」と回答したのは1,892市区町村中1,170市区町村であり、その割合は61.8%（前年度比0.7ポイント増）となりました。

国や各自治体の継続的な取組により、日本語教室空白地域は着実に減少してきましたが、近年の伸び率は緩やかになる傾向にあり、約6割の地域で教室が整備されている一方で、依然として約4割の地域には設置されていない現状があります。

こうした日本語教室空白地域に居住する外国人に対し、どのような手法で日本語教育を提供していくべきか、またその役割を誰が担うのかを含め、広域的な支援の在り方についても検討を深めていく必要があると考えられます。

【域内の日本語教室空白地域に向けて、市町村・行政区による日本語教育提供が進むよう、意識啓発や取組の促進を行っているか（単一選択）】

※ 都道府県・政令指定都市にのみ調査



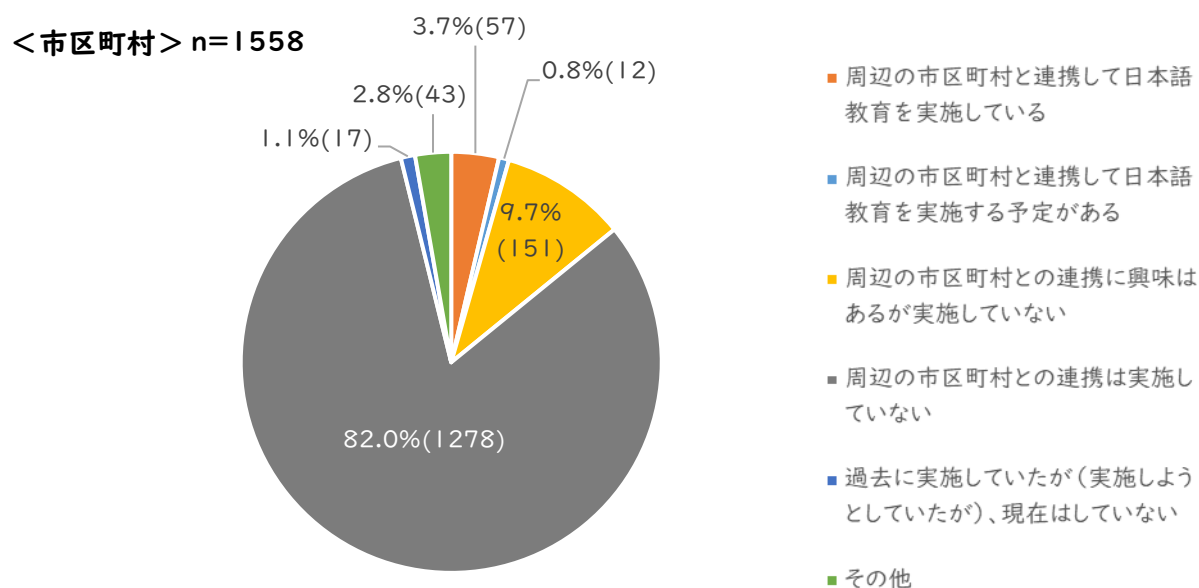
市区町村に対する意識啓発や取組促進については、都道府県では85.1%（40団体）が実施しているのに対し、政令指定都市で実施している団体は25%（5団体）に留まり、65%（13団体）が「行う予定はない・未定」と回答しました。

この結果は、域内に多くの市町村を抱え、それらに対する支援や働きかけを役割とする都道府県と、域内に他の自治体（市町村）を持たず、自らの行政区域内での施策展開を主とする政令指定都市との、組織構造上の違いが反映されたものと考えられます。

なお、市区町村に対し、周辺自治体との連携について調査を行ったところ、82%（1,278 団体）が「連携を実施していない」と回答しました。その理由としては、「自団体における必要性や財源確保の課題がある」が 32.7%（473 団体）と最も多く、次いで「考えたこともなかった」が 29.9%（432 団体）、「事務負担が大きい」が 24.4%（353 団体）と続いています。

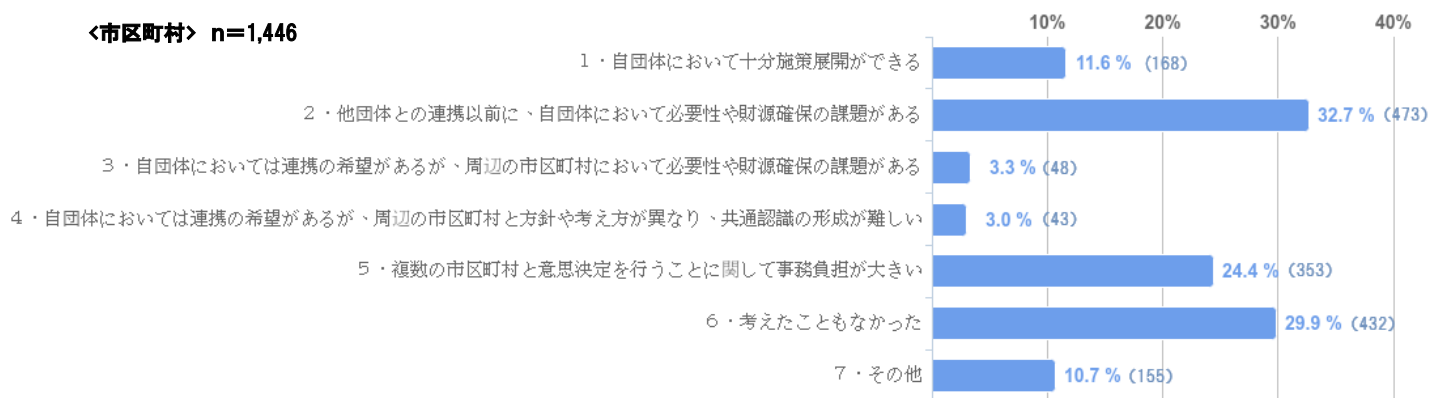
これらの結果から、市区町村においては、近隣自治体との連携を具体的な施策の手段として検討する段階にはまだ至っていない状況が示唆されました。今後は、市区町村における周辺自治体との連携による具体的な取組事例やメリットを積極的に発信していくことが、有効な支援策の一つとなる可能性が考えられます。

【日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携しているか（単一選択）】



【周辺の市区町村と連携を行っていない理由は何か（複数選択可）】

※ 前項にて「興味はあるが実施していない」「連携は実施していない」「現在はしていない」に回答した団体のみ

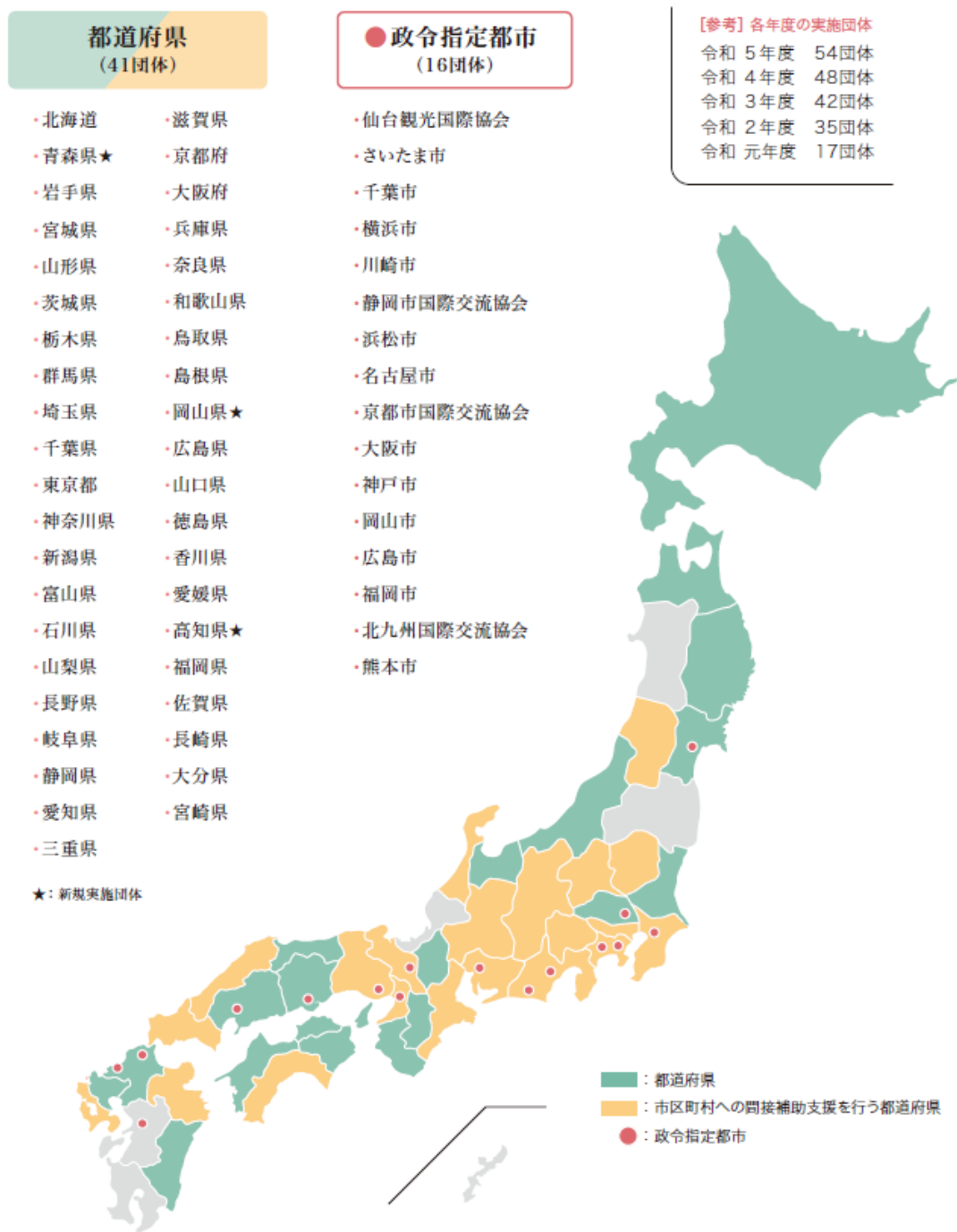


第三章 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」 活用団体の日本語教育の取組と成果

文部科学省及び文化庁では、在留外国人の急増や在留管理における外国人材の受入れの本格化を受けて、令和元年度より地方公共団体が関係機関と連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」の一環として、体制づくり補助事業を実施してきました。今年度（令和7年度）は都道府県 42 団体、政令指定都市 16 団体が事業を活用しています。

本章では、主に令和6年度の当該事業活用団体（57 団体）の取組を中心に、当該事業の成果等を取りまとめます。

[令和6年度「体制づくり補助事業」活用団体一覧]



[間接補助を活用する市区町村一覧]

間接補助を通じた事業運営支援 ～市区町村への支援状況～ (21団体)

補助事業者	支援先	支援先数	(全市区町村数)
山形県	米沢市国際交流協会、出羽庄内国際村(鶴岡市)	2	(35)
栃木県	宇都宮市(宇都宮市国際交流協会)、鹿沼市(鹿沼市国際交流協会)、小山市、 栃木市国際交流協会	4	(25)
群馬県	前橋市、太田市、沼田市、伊勢崎市国際交流協会、館林市国際交流協会、渋川市国際交流協会、 安中市国際交流協会、大泉町(大泉町国際交流協会)、嬭恋村国際交流協会	9	(35)
千葉県	松戸市(松戸市国際交流協会)、印西市(印西市国際交流協会)、 野田市、佐倉市、浦安市、袖ヶ浦市	6	(54)
東京都	港区、新宿区、江東区、北区、練馬区、葛飾区、せたがや文化財団、杉並区交流協会、八王子市、 立川市、国分寺市、国立市、多摩市、西東京市多文化共生センター	14	(62)
神奈川県	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、 海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、真鶴町、湯河原町	15	(33)
石川県	金沢市(金沢国際交流財団)、小松市(小松市国際交流協会)、白山市(白山市国際交流協会)、 珠洲市、能美市、野々市市、内灘町、中能登町	8	(19)
山梨県	甲府市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北社市、笛吹市、上野原市、富士河口湖町	9	(27)
長野県	長野市、松本市、安曇野市	3	(77)
岐阜県	中津川市、瑞浪市、本巣市、各務原市、下呂市、土岐市、高山市、郡上市、 海津市、垂井町、輪之内町	11	(42)
静岡県	菊川市、袋井市、牧之原市、富士市、焼津市、富士宮市	6	(35)
愛知県	半田市、春日井市、豊田市、安城市、蒲都市、常滑市、江南市、新城市、尾張旭市、 高浜市、岩倉市、田原市、大府市(大府市国際交流協会)、知立市(知立市国際交流協会)、 岡崎市国際交流協会、刈谷市国際交流協会、北名古屋国際交流協会、東浦町、幸田町	19	(54)
三重県	津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、志摩市、伊勢市(伊勢市国際交流協会)、 川越町、紀北町(紀北町国際交流協会)	8	(29)
京都府	宇治市(宇治市国際交流協会)、城陽市(城陽市国際交流協会)、 長岡京市(長岡京市友好交流協会)、木津川市(木津川市国際交流協会)、 福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町	10	(26)
大阪府	豊中市、池田市、箕面市、吹田市、茨木市、枚方市、交野市、東大阪市、柏原市、 和泉市、阪南市、貝塚市(かいづか国際交流協会)	12	(43)
兵庫県	豊岡市(豊岡市国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお)、三木市、高砂市(高砂市国際交流協会)、 小野市(小野市国際交流協会)、三田市(三田市国際交流協会)、加西市(加西市国際交流協会)、 朝来市(朝来市連合国際交流協会)、多可町、播磨町、上郡町、西宮市国際交流協会	11	(41)
島根県	松江市、出雲市、大田市、雲南市	4	(19)
山口県	山口市、下関市、宇部市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、 周南市、山陽小野田市、上関町、平生町、阿武町、周防大島町、和木町	18	(19)
高知県	安芸市、香美市、黒潮町、芸西村	4	(34)
長崎県	長崎市、諫早市、大村市	3	(21)
大分県	日田市、佐伯市	2	(18)

第一節 事業内容の傾向と取組推移

令和元年の体制づくり補助事業開始以来、都道府県や政令指定都市等の実施団体は年々増加しており、こうした体制整備の動きが各地へ波及し、各市町村においても地域の実情に応じた取組が進展しています。

1. 自治体の特徴と事業内容の傾向

地域日本語教育の在り方は、各自治体の人口や主たる産業構造、在留外国人数や在留資格、さらには行政規模によって大きく左右されます。今年度の本業務では、事例の取りまとめにあたり、自治体の特徴と事業内容の傾向を分類しました。

以下の表Ⅰでは、単に人口等の規模だけではなく、「外国人がどのような目的・根拠で、その地域に在住しているか」という視点を軸に自治体を分類しました。さらに表Ⅱでは、近年の急激な人口動態の変化を反映する指標として、「急増」及び「集住有」により分類しています。そして表Ⅲでは、令和6年度の体制づくり補助事業における地域日本語教育の実施状況と、表Ⅰ・表Ⅱの分類を掛け合わせることで、各自治体が直面している課題や構築すべき日本語教育体制の傾向を可視化することを目的としています。

表Ⅰ 自治体規模や主たる産業構造を基にした分類と傾向

	特徴	主な在留資格等の傾向	地域日本語教育の実情と取組の傾向
大都市型	<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業中心（サービス業・専門職等） 多様な国籍 多様なニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> 身分や地位に応じた在留資格 技術・人文知識・国際業務 留学 等 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の実施団体である大学・日本語学校・NPO法人・任意団体等が豊富 コーディネーター等の総合調整機能の整備 ニーズが多様であるため対応が課題
地方都市・産業集積型	<ul style="list-style-type: none"> 第2次産業中心（製造業等） 地域による産業構造格差等あり 日系人や特定の国籍のコミュニティが形成されやすい 定住型 	<ul style="list-style-type: none"> 身分や地位に応じた在留資格 技能実習 特定技能 等 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が主体となった日本語教育が活発 企業・経済団体との連携 外国人就労者の帯同家族や子供向けの日本語学習提供のニーズ 日本語教育専門人材の不足が課題
地方分散・広域支援型	<ul style="list-style-type: none"> 第1次・第2次産業中心（農林水産業・製造業・食品加工業等） 日本語教室へのアクセスが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習 特定技能 等 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教室空白地域の解消に向けた取組 オンライン活用等の遠隔支援 巡回や訪問による支援 日本語教育人材の不足が課題 外国人就労者の孤立防止が課題

表Ⅱ 在留外国人の状況を基にした分類と傾向

	在留外国人	特徴	地域日本語教育の体制
急増	10年で2倍以上の増加	<ul style="list-style-type: none"> 高度人材の外国人就労者と帯同家族 労働力不足による次世代労働者の受入れ インバウンドの増加に伴う観光・リゾート業 	<ul style="list-style-type: none"> 需要急増による体制整備後発型
集住有	比率10%超の市区町村が所在	<ul style="list-style-type: none"> 日系人や特定の国籍のコミュニティ形成 第1次・第2次産業に従事する外国人就労者 	<ul style="list-style-type: none"> 長年のノウハウがある先行蓄積型 需要急増による体制整備後発型

※総務省 住民基調台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の統計データを活用しています。
 ※急増：平成27年1月1日現在と令和7年1月1日現在の数値を比較し、表Ⅲに反映しています。
 ※集住有：令和6年1月1日現在の数値より表Ⅲに反映しています。

表Ⅲ 令和6年度本事業における地域日本語教育の実施状況と分類

	本事業取組年数	取組タイプ											コーディネーター 配置数		掲載ページ		表Ⅰ・表Ⅱの分類					
		基本方針策定	域内のニーズ把握	取組支援	市区町村に対する	専門人材育成	学習支援者育成支援	モデル教室	新規教室	教材等開発	ICT活用	就労者に対する日本語教育促進	企業・経済団体等との連携	日本語教育機関との連携	生活Can-doを活用した体系的な日本語教育	総括コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	調査・基本方針策定	コーディネーター	事例報告	コラム	フォーカス
北海道	2	■	■	■	■	■	■								1	2		32				■ 急増 集住有 ■ 札幌市は大都市型
青森県	1		■	■		■		■	■						1	6		34				■ 急増
岩手県	4		■			■			■						1	3		36	18-150			
宮城県	3		■			■		■							1	1		38				■ 仙台市は大都市型
山形県	2		■	■		■		■							1			40				
茨城県	6					■	■		■						1	7		42	16			■ 集住有
栃木県	4		■	■		■			■						1	1		44				
群馬県	5		■	■		■		■							1	2		46				■ 集住有
埼玉県	5			■		■									1	5		48				■ 急増 集住有
千葉県	5			■		■		■							1	1		50				■ 急増
東京都	4			■		■		■							1	21		52	16			■ 集住有
神奈川県	6		■	■		■	■	■	■						1	5		54	10			■ 集住有
新潟県	2		■	■			■	■							1			56				
富山県	3					■		■							1	1		58				
石川県	6		■	■		■	■	■	■						2	5		60	21			
山梨県	5			■		■	■	■							1	1		62	26			
長野県	6		■	■		■	■	■							1	4		64	21			■ 集住有
岐阜県	6		■	■		■		■	■	■					1	8	1	66	17-25			■ 集住有
静岡県	6	■	■	■		■									1	2		68				
愛知県	5		■	■		■	■	■	■						2	10		70	151			■ 集住有
三重県	5		■	■		■	■	■	■						1	8		72				■ 集住有
滋賀県	4		■			■	■	■	■						1	2		74				
京都府	6	■	■	■				■							1	4	1	76				
大阪府	5		■	■		■	■	■	■						3	18		78				■ 集住有
兵庫県	6		■	■		■	■	■	■						3	17		80	150			■ 集住有
奈良県	4	■	■	■		■									1	3		82				
和歌山県	5		■	■			■								1	4		84				
鳥取県	2		■	■		■									1	3		86				
島根県	6		■	■		■		■	■	■					1	1		88	150			
岡山県	1		■			■		■							2	2		90				
広島県	6		■			■		■							1	1		92	17			
山口県	5		■			■		■							1	8		94				
徳島県	5	■	■	■		■			■						1	4		96				
香川県	2		■			■	■								1	2		98				■ 急増
愛媛県	3		■	■		■									1	2		100				
高知県	1		■	■		■			■	■					1	3		102	22			
福岡県	5		■	■		■		■							1	1		104	25			
佐賀県	4		■	■		■									1			106	16			■ 急増
長崎県	4		■	■		■	■	■							1	3		108				
大分県	4		■	■		■	■	■							1	2		110				
宮崎県	6		■	■		■									1	1		112	21			■ 急増
仙台観光国際協会	5					■	■	■							1	4		114	17-20			
さいたま市	3		■			■		■							1	4		116				
千葉市	5		■			■	■	■							2	2		118	30			
横浜市	6	■	■	■		■	■	■	■	■					1	3	1	120				■ 集住有
川崎市	2		■			■									1	1		122				
静岡国際交流協会	5		■			■	■	■							1	3		124	151			
浜松市	6						■	■	■	■					1	5		126	30-151			
名古屋市	6	■	■			■	■	■	■	■					1	4		128	20			■ 集住有
京都市国際交流協会	5					■									3	3		130	25			
大阪市	5					■		■	■	■					2	7		132				■ 集住有
神戸市	6					■	■	■	■	■					1	1		134				■ 集住有
岡山市	2					■	■								1	1		136				
広島市	6	■				■		■	■	■					1	2		138				
福岡市	3		■												1	2		140				
北九州国際交流協会	6		■	■		■	■	■	■	■					2	1		142	14			
熊本市	5		■			■		■	■	■					2	2		144	17			■ 急増

※実施団体が国際交流協会の場合は所在する自治体のデータによる

7

(令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書(令和8年3月発行)」より)

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02998.html (文部科学省ホームページ掲載)

2.「体制づくり補助事業」の実施状況の推移

体制づくり補助事業の活用団体数の増加と共に、コーディネーターの配置数、研修及び日本語教室の実施件数も着実な広がりを見せています。以下は、体制づくり補助事業における取組状況をまとめたものです。令和5年度と令和6年度の状況をまとめています。

項目	令和5年度	令和6年度
実施団体数	54団体	57団体
総合調整会議開催数	115回	128回
総括コーディネーター 配置数	60人	70人
地域日本語教育コーディネーター 配置数	187人	219人
調査・基本方針策定コーディネーター 配置数	5人	3人
日本語教育人材に対する研修 実施箇所数	247か所	398か所
日本語教育人材に対する研修 実施回数	940回	1,255回
日本語教室数	590教室	944教室
新たに実施する日本語教育の取組を実施した団体数	27団体	34団体
新たに実施する日本語教育の取組における日本語教室数	70教室	127教室
継続の日本語教室数	520教室	817教室
日本語教師配置の教室数	291教室	569教室
日本語教室実施回数	20,723回	43,599回
日本語教室受講者数 [※]	46,111人	46,474人

※一部延べ人数を含む（令和5年度までの報告では、延べ人数の計上を多く含む）

- ・人材確保の課題に対しては、日本語教室への日本語教師の配置や専門人材の育成に向けた取組が拡張する状況が見られます
- ・関係機関や専門性の高い日本語教育機関との有機的な連携が推奨される中、多様な主体と協力し、活動規模を拡大させる団体が全国的に増加しています

第二節 日本語学習者の属性分析

「体制づくり補助事業」では毎年度、実施団体の取組への参加者及び実施団体に対する以下のアンケート調査を実施しています。アンケート調査内容及び全項目の回答結果は、別冊2「補助事業者実施アンケート調査（令和6年度）集計結果報告書」に取りまとめています。

【令和6年度調査実施】

アンケート①	
対象者	体制づくり補助事業で実施する日本語教室等で日本語を学習した外国人（オンラインによる日本語学習を含む）
内容	日本語を学習した外国人の社会生活の変化を測定（17言語対応）
回収状況	4,947人
アンケート②	
対象者	体制づくり補助事業で実施する日本語教室に参加した日本語学習支援者、日本語学習支援者の育成研修の受講者、その他本事業の取組に参加した日本人等（※単発の取組等、変化を測定できない取組はアンケート実施対象外）
内容	地域に在住する外国人に対する日本人等の意識や接し方の変化を測定
回収状況	4,641人

アンケート③	
対象者	体制づくり補助事業の全ての補助事業者、間接補助事業者
内容	体制づくり補助事業の実施によって地域の活性化や地域振興に寄与しているかを測定
回収状況	補助事業者 57 団体 (全 57 団体) 補助事業者・間接補助事業者 273 団体 (全 285 団体)

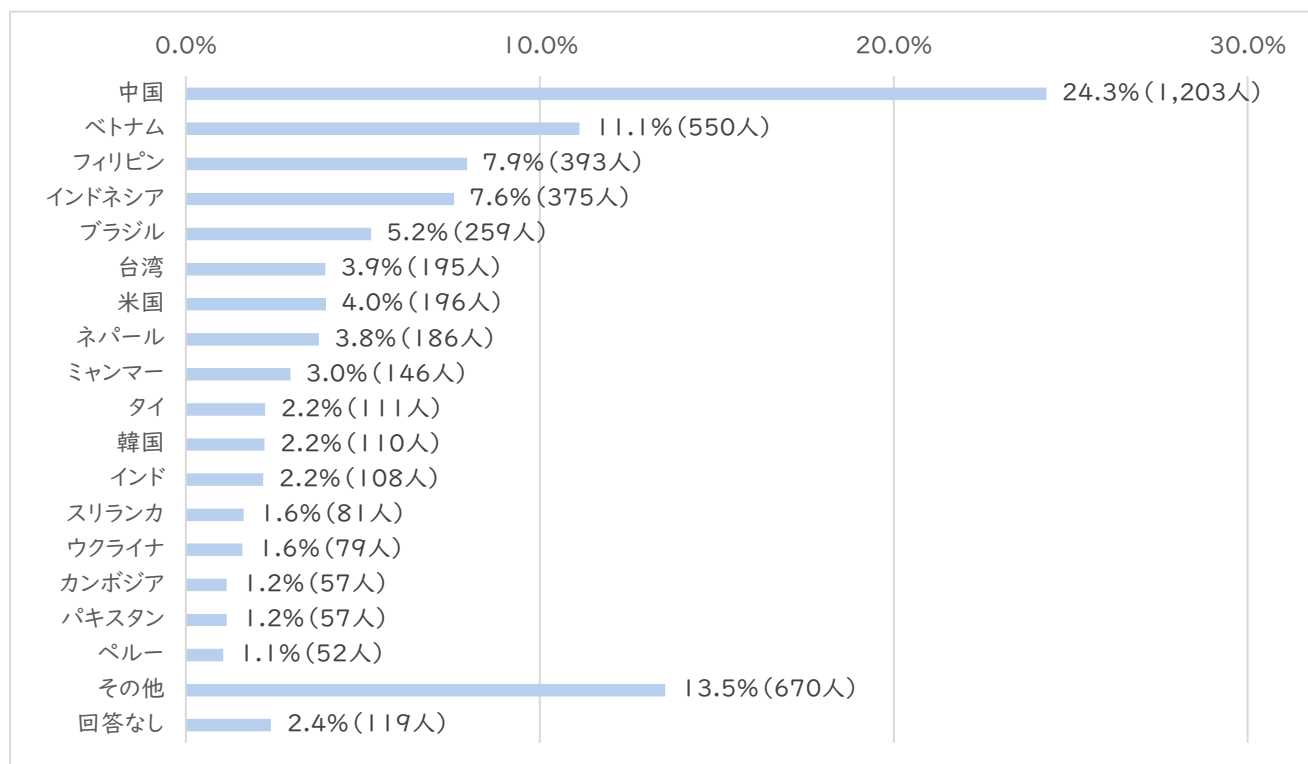
令和6年度実施分の「① 日本語学習者へのアンケート」では、それまで無かった学習者の属性を分析できるよう、調査項目に以下を追加しました。4,947 名の学習者より回答を得ました。本節では、その追加した属性について報告します。

【項目】 国籍・地域、在留資格、年齢、日本在住歴

国籍・地域(単一選択)

体制づくり補助事業の学習者の国籍・地域については、中国が最も多く、次いでベトナム、フィリピンの順となりました。これを令和7年6月末時点における全国の在留外国人数統計と比較すると、いくつか異なる傾向が見て取れます。

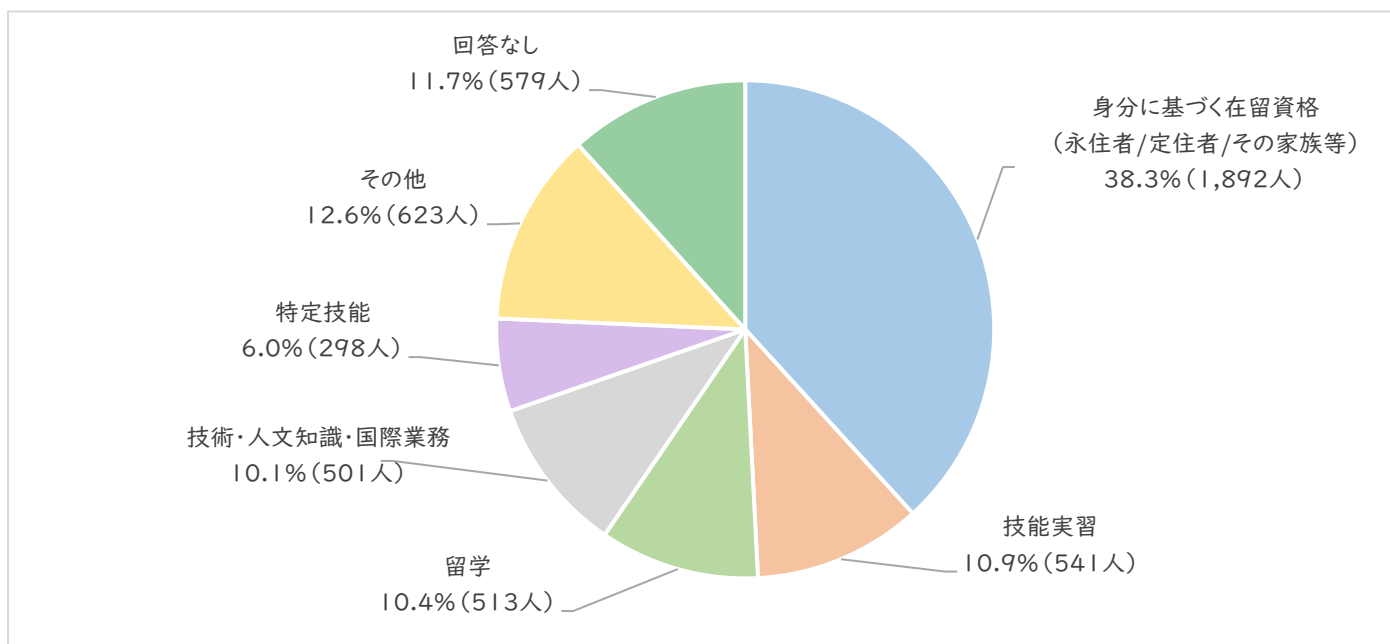
具体的には、在留外国人数で上位10位以内に入る韓国及びスリランカは、本事業の学習者数においては上位10位に含まれていません。一方で、在留外国人数では上位10位に入らない米国及びタイが、本事業を活用した学習者数においては上位10位以内に入りました。



※その他にはイギリス、バングラデシュ、カナダ、モンゴル、オーストラリア、フランス、マレーシア等が含まれている。

【在留資格(単一選択)】

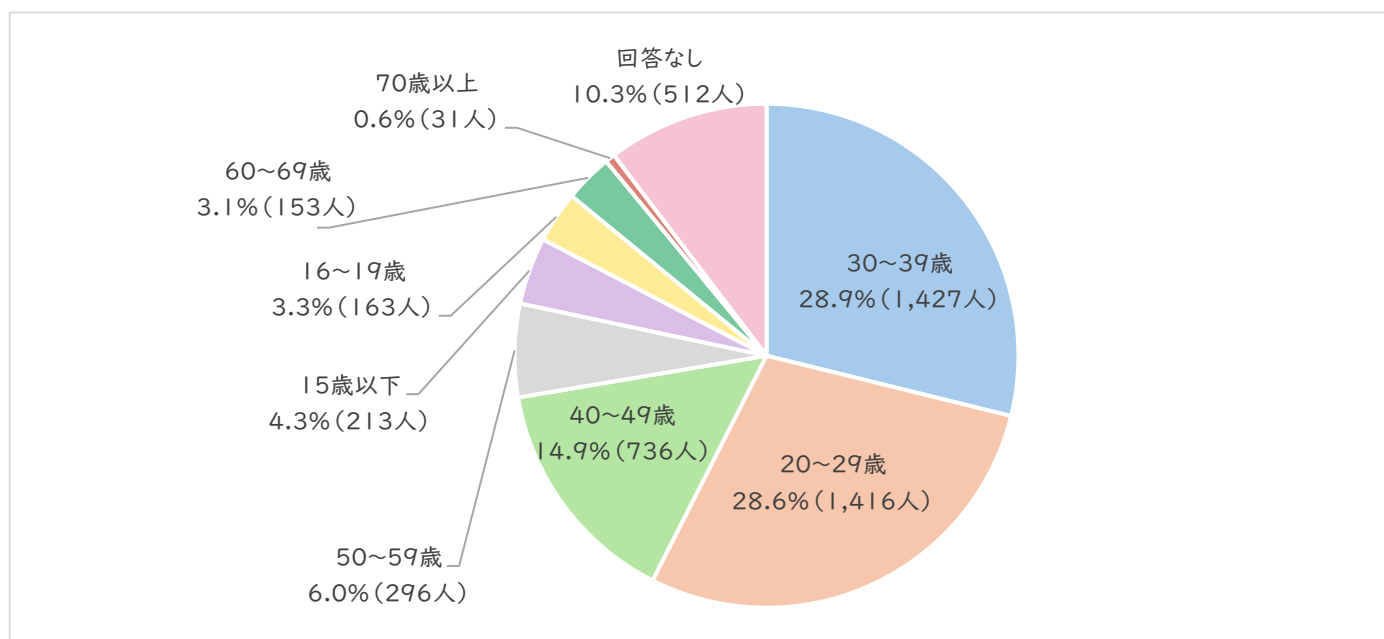
在留資格については、「定住者」や「永住者」といった「身分に基づく在留資格」を持つ学習者が最も多く、全体の約4割を占めています。また、就労関係の資格では、技能実習生の参加が1割程度見られる一方で、特定技能外国人の参加は6%にとどまりました。



※その他には家族滞在、経営・管理、教育等が含まれている。

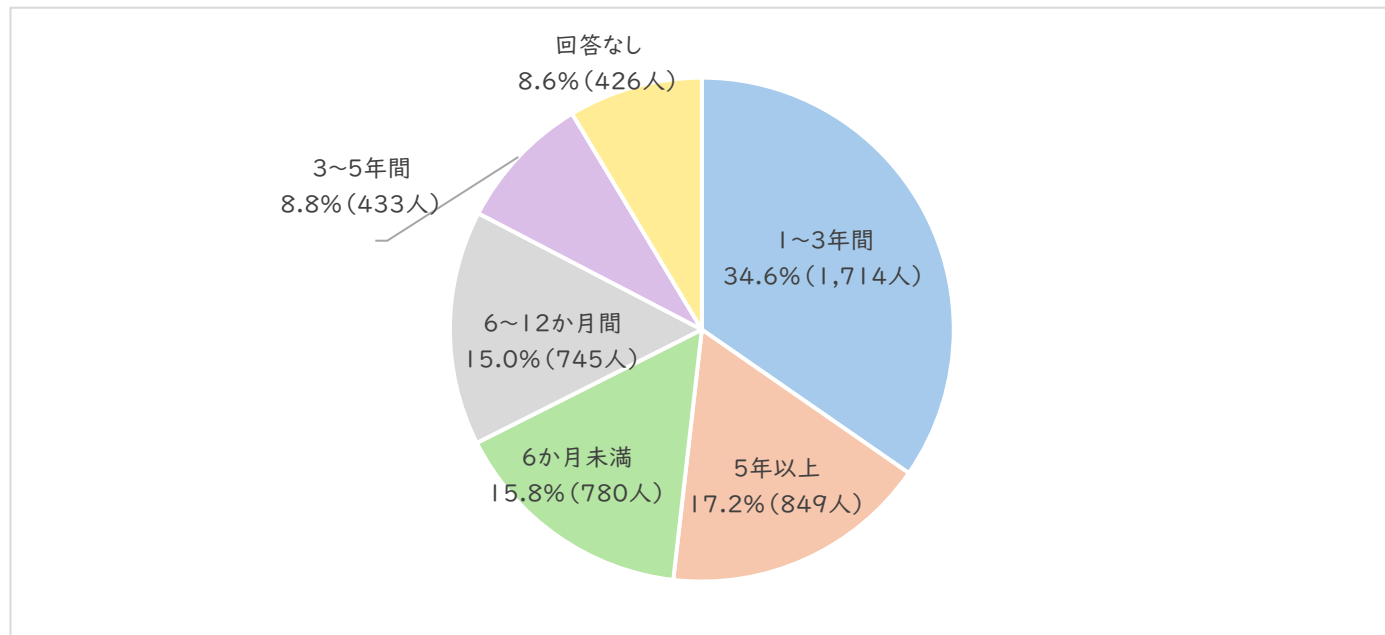
【年齢(単一選択)】

学習者の年齢層については、20歳代から30歳代が全体の半数以上、40歳代を含めると全体の7割以上を占めており、一方で高齢者や子供・若年層の参加割合は低くなっています。こうしたことから、主として20歳~40歳代の層が日本語学習を必要としていると考えられます。



【合計どのくらい日本で生活していますか(単一選択)】

日本での生活年数については、「1年以上3年未満」及び「5年以上」の層が全体の半数以上を占めています。一方で、「3年以上5年未満」の割合が低くなっている点が注目されます。この傾向については、在留資格の更新時期や帰国・転居といったライフサイクルの変化、あるいは学習継続の動機づけが3年を境に変容している可能性なども考えられます。



第三節 学習者の日本語学習の効果と補助事業者における体制づくり補助事業の効果

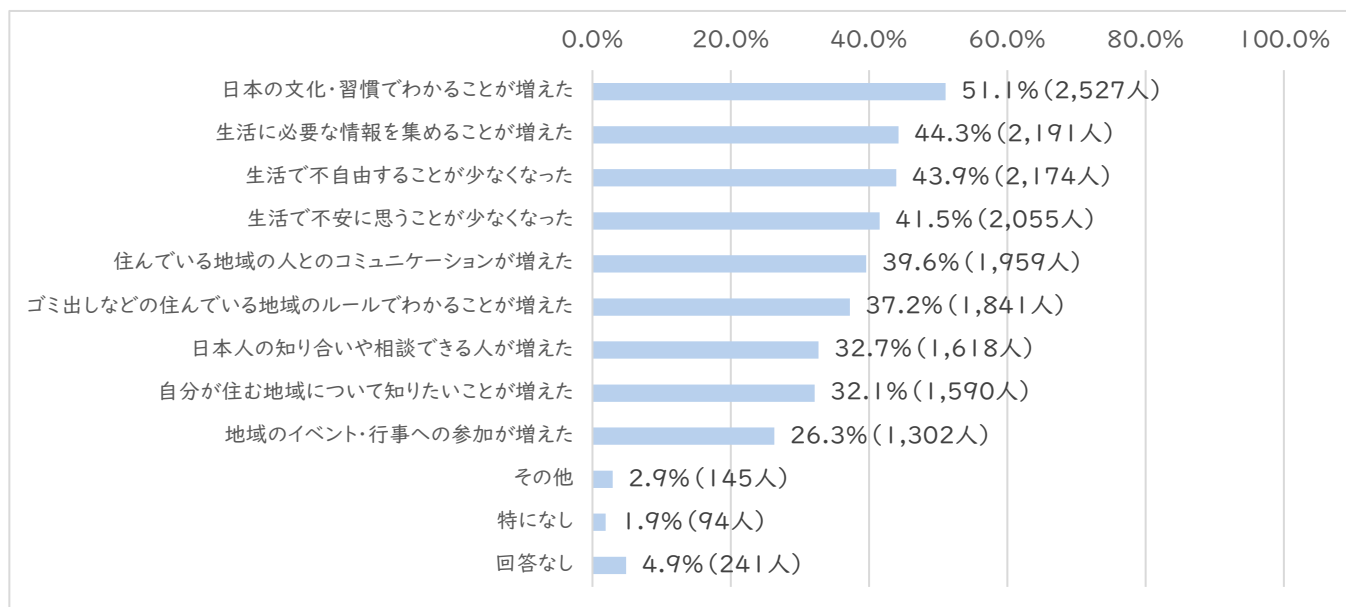
アンケートでは、学習者及び本事業活用団体における効果測定の調査も行いました。

1. 学習者の日本語学習の効果

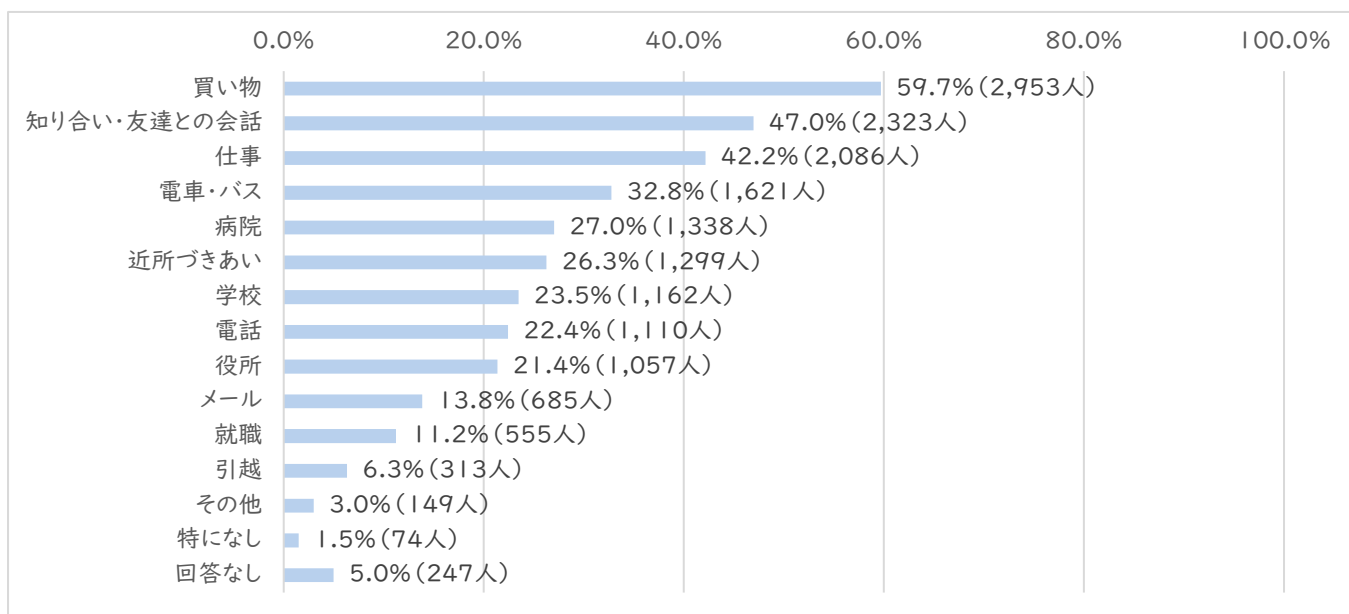
学習者自身が感じる日本語の上達度については、9割以上の学習者が上達を感じています。さらに、「生活がスムーズになったか」という質問では、約87%の学習者が「生活がしやすくなった」と回答しました。

具体的には、日本文化や習慣の理解や生活に必要な情報収集、生活への不安の軽減などが挙げられ、役に立った場面では「買い物(59.7%)」が最も多く、「会話(47%)」「仕事(42.2%)」と続きました。

【この教室で勉強したことで、生活がどのように変わりましたか(複数選択可)】



【この教室で勉強した日本語が、どんなときに役立ちましたか（複数選択可）】

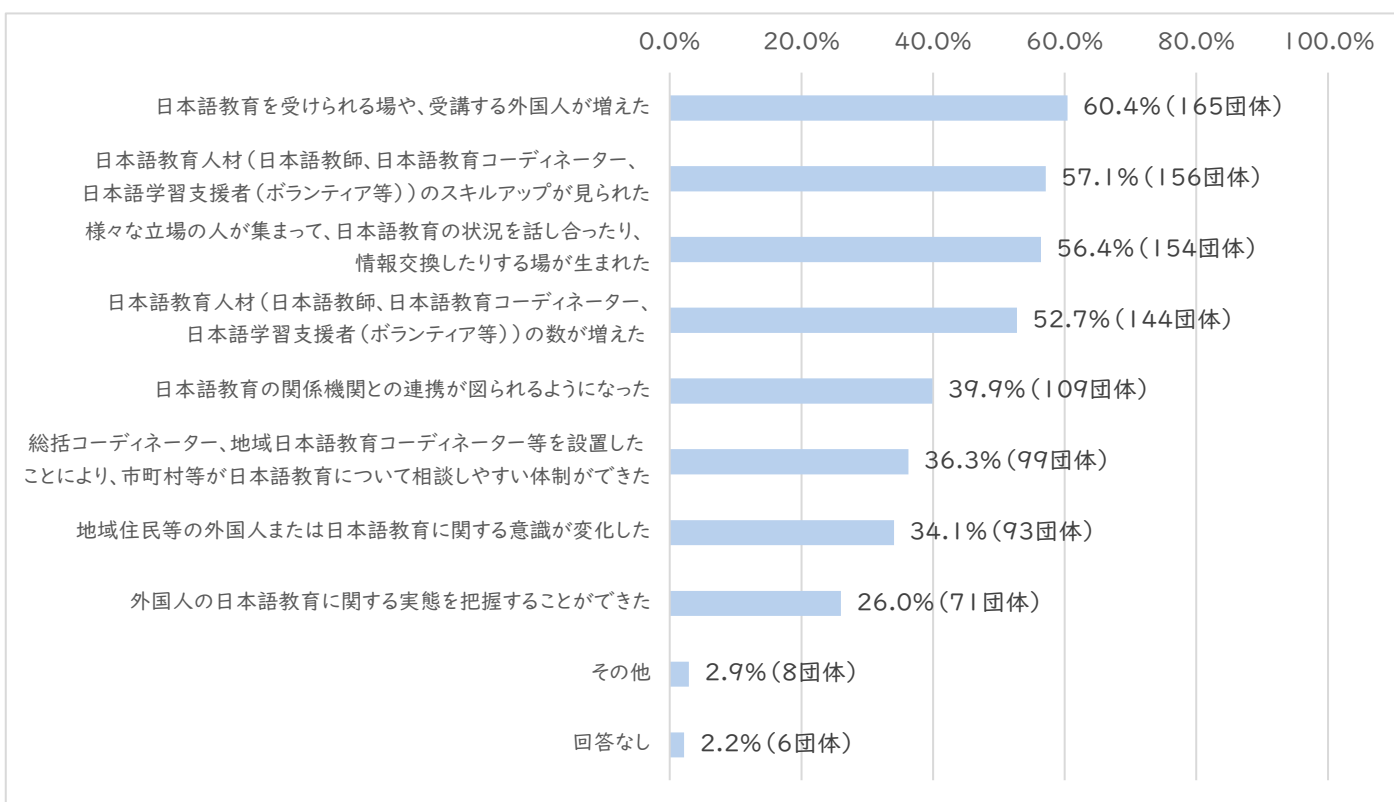


2. 補助事業者（間接補助事業者含む）における事業効果

体制づくり補助事業を活用する団体及びその間接補助事業先にも事業における効果を調査しました。

【本事業を実施して、地域において総合的な体制づくりを推進する中で、どのような効果がありましたか。（複数選択可）】

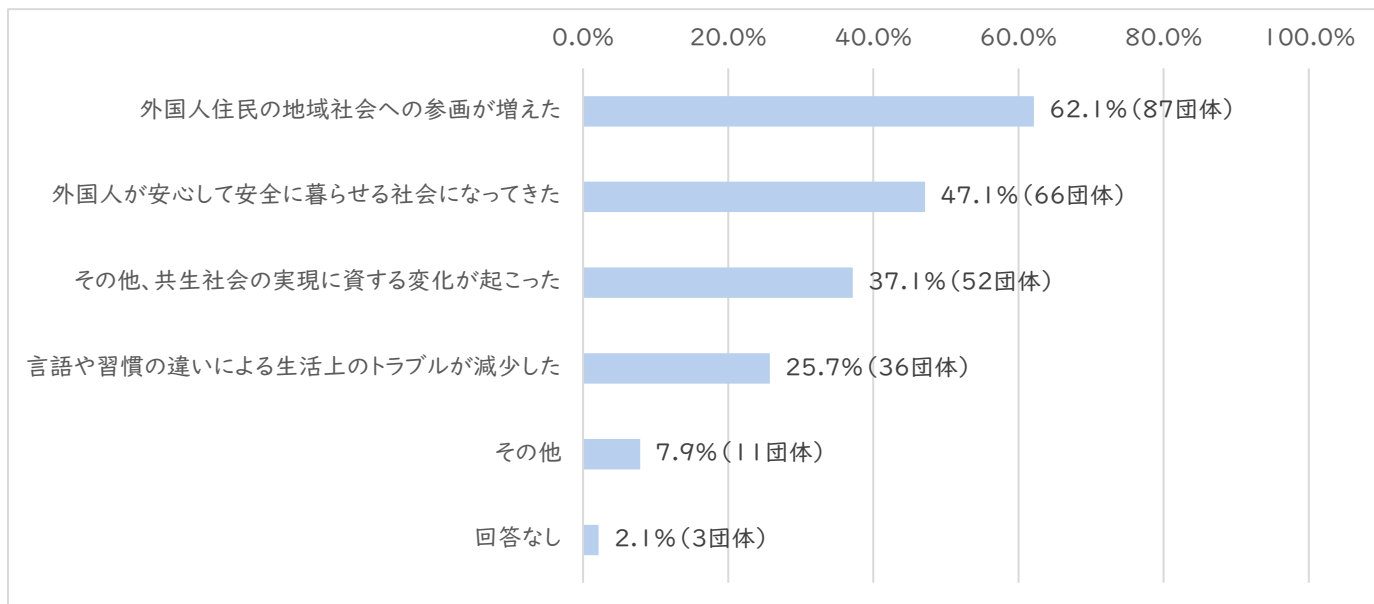
n=273（間接補助先を含む）



体制づくり補助事業による効果としては、「日本語学習機会が増えた」という直接的な効果を挙げた団体が最も多く、次いで「情報交換の場が構築された」といった環境整備面での成果を実感している団体が多く見られました。特に、間接補助先を除いた補助事業者のみを対象とした回答では、「情報交換の場ができた」とする回答が98.2%に達しており、高い割合を示しています。

また、本事業の活用が地域の活性化や地域振興に寄与したと回答した団体に対し、具体的な波及効果を問うたところ、「外国人住民の地域社会への参画が増えた」という回答が最多となりました。これに「外国人が安心して暮らせる社会の構築が進んだ」という回答が続いています。この設問については、間接補助先を除いた補助事業者のみを対象とした集計でも同様の順位となっており、本事業が地域社会の共生に向けた基盤づくりに一定の役割を果たしていることが伺えます。

【どのように地域の活性化や地域振興につながりましたか。(複数回答可)】n=140(間接補助先を含む)



第四節 「日本語教育の参照枠」や「生活 Can do」の取組状況と内容

令和3年10月に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を念頭に置き、体制づくり補助事業では令和5年度より、体系的な日本語教育プログラムの普及が推進されています。特に「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を実施する自治体に対しては、補助率を通常の2分の1から3分の2へ引き上げる重点的な支援が行われています。

【「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組」を活用する団体一覧(令和7年度)】

取組開始年度	補助事業者名(都道府県)	事業名
令和5年度	山梨県(山梨県)	地域日本語教育推進事業
令和5年度	千葉市(千葉県)	千葉市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
令和5年度	浜松市(静岡県)	浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
令和6年度	埼玉県(埼玉県)	埼玉県における日本語学習支援事業
令和7年度	鳥取県(鳥取県)	鳥取県における地域日本語教育体制整備事業
令和7年度	島根県(島根県)	多文化共生推進事業(多文化共生社会の実現に向けた地域における包括的な日本語学習の環境整備)
令和7年度	熊本市(熊本県)	熊本市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

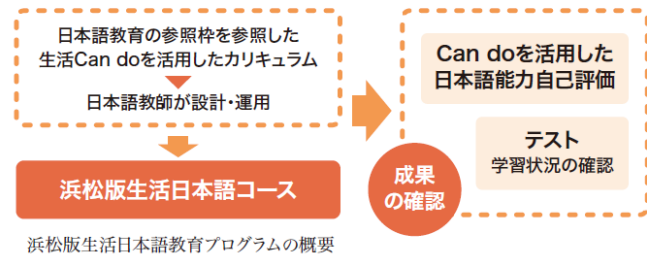
本事業では各団体の取組事例を調査し、それらの過程においてプログラム提供に向けた共通の3ステップを確認しています。また、それらの取組は事例報告書にて報告しています。

プログラム提供に向けた共通の3ステップ		
1	専門チーム設置による体制の構築	コーディネーターや日本語教師等によるプロジェクトチームを設置。専門的知見を有する日本語教育関係者間で、プログラムの目的や理念の共通認識を形成する。
2	ニーズを反映した目標設定・内容検討	外国人住民の生活環境やニーズを調査。地域の実情や特性に応じた固有の課題を「生活Can do」を参照し、学習目標等に反映させる。加えて、それに合ったプログラム開発を行う。
3	試行・評価・改善の循環	プログラムを試行し、学習者や支援者の意見、有識者の助言を反映。教材作成や市町村への展開など今後の活用を見据えつつ、継続的な改善を行う。

浜松市

「浜松市地域日本語教育推進アクションプラン」に基づき、プログラムの編成・提供を推進しています。来日直後等の日本語初学者、学習機会の提供が必要な定住者など、多様な背景を持つ外国人住民等が、B1レベル相当の日本語の習得により、自立し、希望のライフコースを歩めるよう支援します。

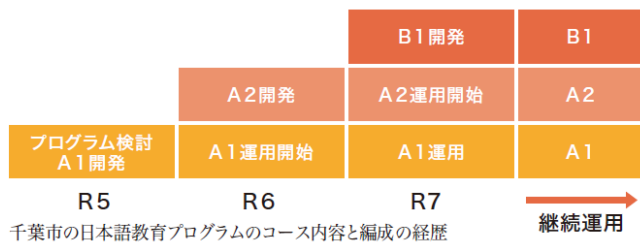
コースカリキュラムの総学習時間(600時間)		
初学者～A1 100時間	A1～A2 200時間	A2～B1 300時間
<ステージ1> 日本語が生活のツールかつ安全を守る武器となることを認識。自身や身の回りに関する必要最低限のやり取りができる。	<ステージ2> 行動範囲を地域社会へ広げ、自立した生活を送る。周囲と情報交換や地域活動を行い、生活を楽しむ。	<ステージ3> 生活充実のため必要な日本語を自ら把握し、自律的に学習。生活の質を向上させ、日本社会に目を向ける。



千葉市

千葉市では、長年、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を検討し、独自教材「わたしを伝える日本語」(千葉市国際交流協会)を作成しました。今回、体系的な日本語教育プログラムを検討するに当たり、教材の活用に加え、マッチングによる一対一の日本語交流支援を盛り込むなど、生活に関する日本語運用力を育成するカリキュラムを編成しました。

レベル	コース内容
A1 A2	オンデマンドによる自律学習を中心に、オンライン同期型学習や対面形式のスクーリングを組み合わせた構成。学習者が個々のペースで進められる学習環境を構築する。
B1	対面教室での活用を前提とし、特定の課題ごとに完結するモジュール型の構成。より実践的なコミュニケーションや相互交流を通じた日本語運用力の向上を図る。



(令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書(令和8年3月発行)」より)

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02998.html (文部科学省ホームページ掲載)

第四章 就労外国人に対する日本語教育

厚生労働省の発表によると、外国人労働者数は令和7年10月末時点で257万人を超え、外国人雇用状況の届出が義務化されて以降、過去最高を記録しました。これは前年比で約26万8千人(11.7%増)の増加であり、外国人を雇用する事業所数も37万1,215と、同様に過去最高を更新しています。

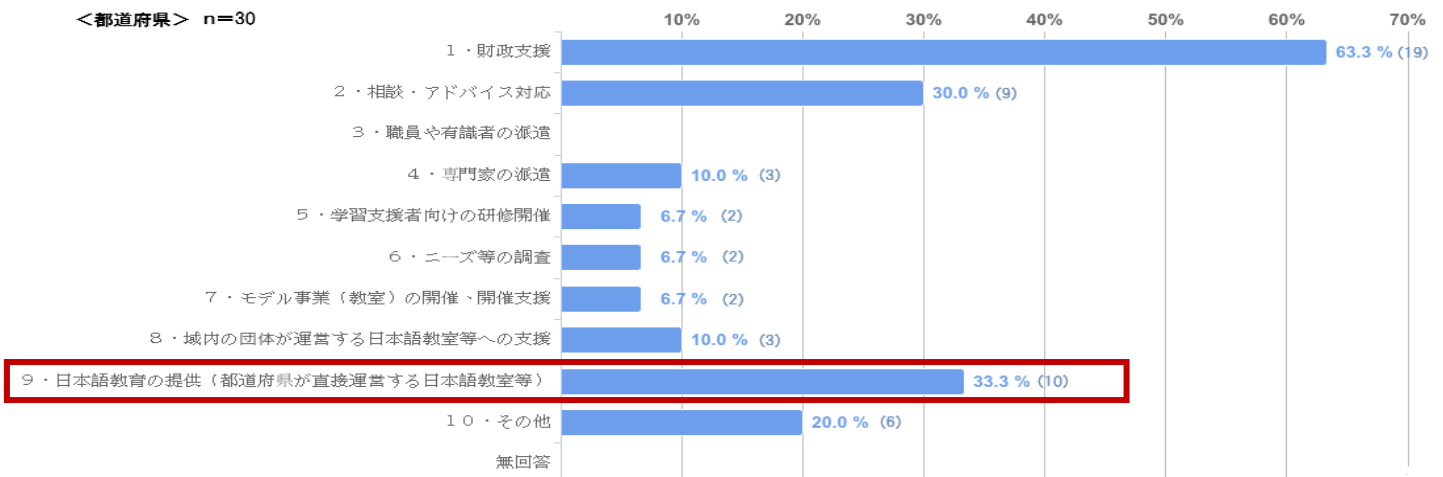
これらに加え、令和8年4月からは従来の技能実習制度に代わり、新たに「育成就労制度」が開始されます。新制度の導入により、これまでの技能実習のような中期滞在にとどまらず、特定技能1号・2号、あるいは他の在留資格への変更を見据えた長期的な定住が進むことが見込まれます。これに伴い、労働者本人だけでなく、その配偶者や子供といった家族滞在者の増加も予想されており、地域社会における日本語教育の重要性は、生活・就労の両面においてこれまで以上に高まっています。

「日本語教育の推進に関する法律」においては、「事業主の責務」が明示されており、国や地方公共団体と協力し、雇用する外国人やその家族に対して日本語学習の支援に努めることが求められています。これらを踏まえ、今年度の体制づくり補助事業では、就労外国人向けの日本語教育の実施状況、及び各自治体における「事業主の責務」に関する把握度合い等について調査を行いました。

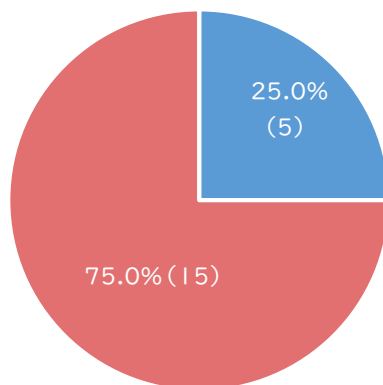
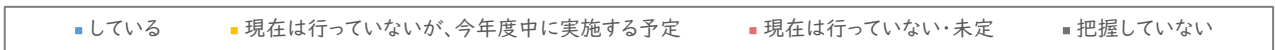
第一節 就労外国人向け日本語教育の実施状況

都道府県・政令指定都市・市区町村が主体となって就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教育を提供している団体数は、都道府県10団体、政令指定都市5団体、市区町村60団体でした。

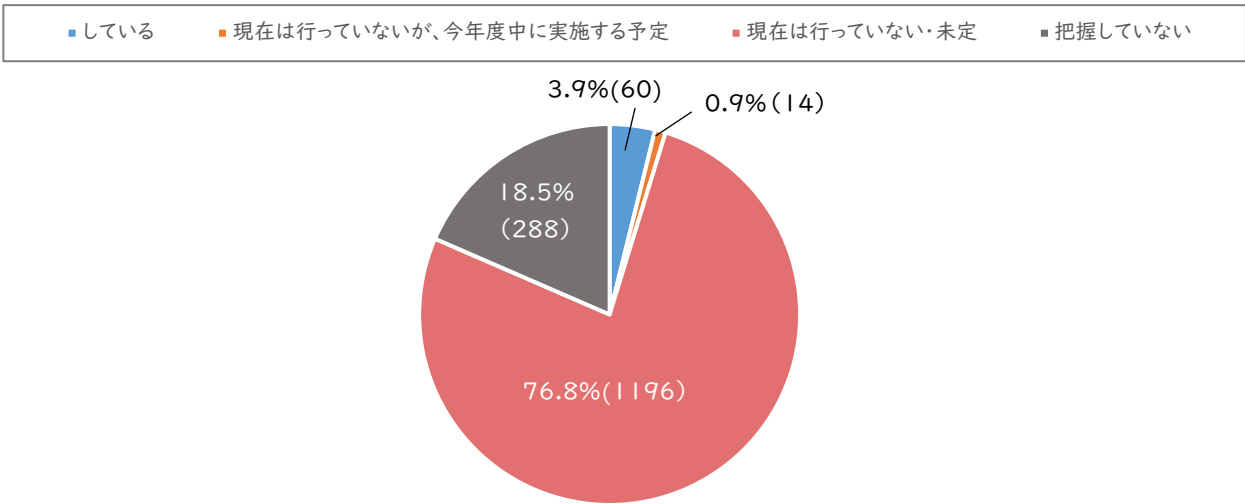
【域内の就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教育を提供しているか】※都道府県のみ「就労外国人向けに特化した日本語教育に対してどのような支援を行っているか」の中で確認



<政令指定都市> n=20



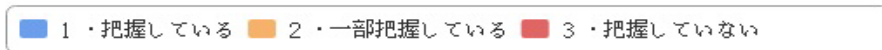
<市区町村> n=1558



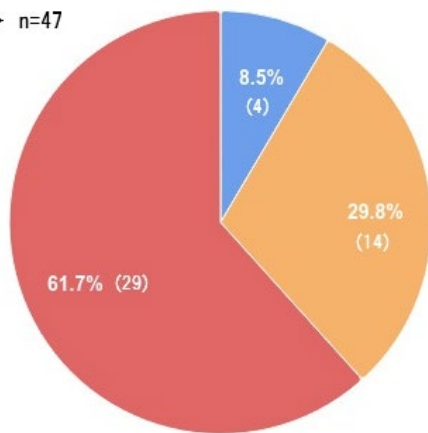
第二節 「事業主の責務」の把握度と啓発状況

行政機関として、域内の事業主が責務を認識しているかの調査を行いました。結果は、いずれの区分でも「把握していない」と回答した団体の割合が半分以上となりました。

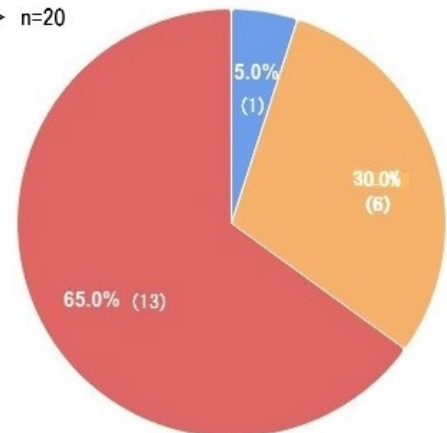
【域内の事業主が責務を認識しているか、行政機関として把握しているか(単一選択)】



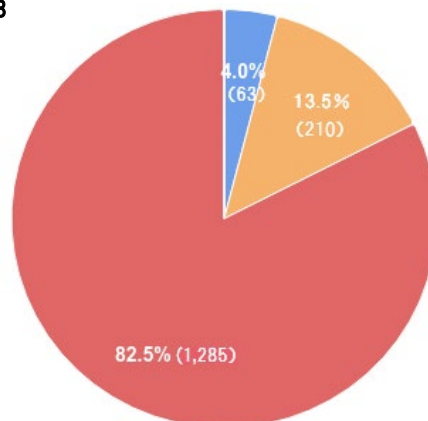
<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



<市区町村> n=1,558



また、「就労外国人向けに特化した日本語教育の提供状況」と「事業主の責務の把握度合い」との相関関係を分析したところ、日本語教育を提供している自治体であっても、その多くで「事業主の責務」に関する把握度が低いことが分かりました。

提供状況 把握度合い		提供状況				全体
		1. している	2. 現在は行っていないが、今年度中に実施する予定	3. 現在は行っていない・未定	4. 把握していない	
政令指定都市	1. 把握している	0	0	1	0	1
		0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%
	2. 一部把握している	1	0	5	0	6
		16.70%	0.00%	83.30%	0.00%	100.00%
	3. 把握していない	4	0	9	0	13
		30.80%	0.00%	69.20%	0.00%	100.00%
市区町村	1. 把握している	7	0	51	5	63
		11.10%	0.00%	81.00%	7.90%	100.00%
	2. 一部把握している	13	5	173	19	210
		6.20%	2.40%	82.40%	9.00%	100.00%
	3. 把握していない	40	9	972	264	1285
		3.10%	0.70%	75.60%	20.50%	100.00%

※都道府県は質問方法が異なるため掲載なし

「事業主の責務」を啓発しているか」という質問に対しても、各区分で「実施していない」と回答する団体の割合が最も多く、これらを踏まえると、行政側で日本語教育の環境整備が進む一方で、雇用側である企業との連携や、法律に基づく責務の周知がまだ十分ではない現状を示唆しています。

「日本語教育の推進に関する法律」でも、事業主の責務については「国や地方公共団体と協力し」と明記されています。今後は、行政と民間企業がより緊密に連携し、それに基づいた日本語学習の機会を提供していくことが望まれます。

終章 調査結果まとめと今後の課題

1. 調査結果のまとめ

地域における日本語教育の位置づけと効果

各地域の日本語教育の取組目的は、「日本語教育の推進に関する法律」に明記されているとおり、その多くが「共生社会の実現」であることが調査から分かりました。一方で、「共生社会とは何か」の定義づけについては、市区町村を中心に明文化されていない状況も示唆されました。

基本方針の策定状況については、昨年度と比べて伸び率はかなり緩やかとなりました。特に策定が進んでいない市区町村でも0.5ポイントの増加にとどまっています。

今年度新たに追加した自治体の役割に関する調査では、相互に考える役割分担に大きな差は見られなかったものの、市区町村と都道府県間における「財政的支援」の主体の認識については差が見られました。市区町村の約8割が都道府県による財政支援を期待する一方で、都道府県側の認識とは差が見られ、この役割を誰がどう担うべきかについては、今後の検討課題といえそうです。

日本語教育の取組内容と学習機会の拡充

日本語学習のニーズと充足状況を照らし合わせると、状況を「把握していない」と回答する団体が各区分で一定数見られました。現在の取組が実際の需要に即したものとなっているか、各地で改めて精査の余地があるといえます。充足に向けた対策では、全区分で「eラーニングの導入・開発」が最も少なく、「教材の共有」も特に市区町村で低い割合となりました。教材作成やシステム構築を自治体単位で行う負担感や、体制面の課題が推察されます。

取組内容の詳細についても、「教材・カリキュラムの作成」「事業評価」「効果測定」の実施割合が低くなっています。自治体単位では取り組みにくい教材作成などを誰が担うのか、あるいは評価・測定の方法や事例をいかに提供していくかが今後の焦点といえます。

オンラインの活用については、地理的・時間的課題の解決を目的とするという回答が突出して高くなりました。これらは日本語教育の提供において、全国の多くの自治体に共通する課題であると考えられるため、活用の推進と事例の展開が期待されます。

また、日本語教室空白地域の解消についても伸び率が緩やかになっています。解決策として期待される「広域連携」については、市区町村の8割以上が未実施であり、財源や役割分担の課題、あるいは検討自体に至っていない団体が多いのが現状です。今後は、広域連携の成功事例などを積極的に紹介していく必要があるといえます。

体制づくり補助事業活用団体の日本語教育の取組と成果

令和元年の事業開始以来、活用団体は増加し、ノウハウも蓄積されてきました。学習者の属性分析により「誰にどのような効果があるか」という実態把握も進んでいます。今年度は、自治体規模や産業構造に基づく事例の分類を行い、他団体が自らの課題に合った事例に到達しやすいよう工夫しました。今後も、本事業で得られた課題に即した事例展開を検討していく必要があります。

また、「生活 Can do」を用いたプログラム提供については、これまでの取組事例から、構築までの共通プロセスを整理しました。今後、各地で実用化が進む中で、更なる共通課題や必要項目の整理を進める必要があるといえます。

就労外国人に対する日本語教育

今年度は「事業主の責務」に関連した調査を重点的に行いました。自治体における「事業主の責務」の認識把握や啓発活動、教育の実施状況などを分析した結果、行政と民間企業の連携の少なさが見受けられました。有識者からは、「事業主の責務」の認知度を把握していない団体が多いことに対し、それが「把握できていない(体制の問題)」のか「把握していない(意識の問題)」のか、その違いについても今後調査すべきとの助言がありました。行政と

企業が連携した体制づくりが、今後の焦点といえるでしょう。

2. 今後の課題

地域の実情に応じた普及・啓発のあり方

今年度の本事業の調査結果等において、基本方針の策定状況や日本語教室空白地域の解消スピードが緩やかになっている傾向が見て取れました。これまでの国等による継続的な事業促進や支援により、一定の地域においては整備が進んだものと考えられますが、今後はまだ取組に至っていない地域に対して、どのように働き掛けを行っていくかが一つの課題となりそうです。それぞれの地域がどの程度の整備を目指すべきなのか、目安となるような指針を示すことも検討が必要といえます。

今年度は事例報告書にて、自治体規模や産業構造に基づく事例の分類を行い、他団体が自らの課題に合った事例に到達しやすいよう工夫しましたが、地域ごとの実情に応じた取組を後押ししていくことも大切でしょう。特に、半数以上の団体が日本語教育に関する取組を「実施していない」と回答している市区町村においては、体制や財政面で「実施が困難」なのか、あるいは「必要性を判断しかねている」のか、その背景を更に整理していくことも考えられます。その上で、支援を必要としている団体に対し、状況に応じた柔軟な支援内容を検討していくことが期待されます。

事業の質の向上とニーズに即した施策の精査

日本語学習のニーズと充足状況の照らし合わせにおいて、状況を「把握していない」とする団体が一定数見られたり、「事業主の責務」の認知度を把握しないまま就労外国人への施策を行っているケースがあったりと、各地の取組が地域のニーズに即しているかについては、今後更に確認が必要であると感じました。取組内容を見ても「事業評価」や「効果測定」の実施割合が低くなっていますが、これは評価の具体的な手法や指標の立て方に迷っている団体が多いことも一因ではないかと推察されます。今後は、効果測定を円滑に進めるための情報提供等も有効でしょう。

体制づくり補助事業においても、各団体の取組は、事業を「立ち上げる段階」から、運用を経て「自地域にはここが不足している」「ここを重点的に取り組むべきだ」という次の段階に進んでいる団体が増えています。それに対する解決策として、オンラインの活用や取組対象の重点化といった試みも見られ、その手法も多様化し、事例も蓄積されてきました。

しかし、「広域連携」のように解決策の一つとなり得るものの、まだ事例が十分には増えていない分野も見受けられます。今後は、こうした手法についても情報提供を行っていくとともに、蓄積された事例をより細やかに整理・分類し、課題解決のヒントとして全国の自治体へ共有していくことも求められるのではないのでしょうか。

家族滞在者の増加を見据えた調査の実施や事例の収集

第四章「就労外国人に対する日本語教育」のでも触れたとおり、今後は外国人労働者本人だけでなく、その配偶者や子供といった家族滞在者が地域に増えていくことも想定されます。実際に、体制づくり補助事業の中でも、子供やその保護者に関連した取組を自発的に行っている団体があります。

本事業のアンケート調査等では、これまで子供や保護者等に関連した日本語教育の実態調査には踏み込んでいませんでした。しかし、今後の地域社会の変化を考慮し、外国人労働者本人にとどまらず、その家族を含めた日本語教育の取組実態についても把握を進め、支援の在り方を検討していくことが必要になるのではないかと考えています。

参考資料

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」

(令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第 48 号)」(令和元年 6 月 28 日交付、施行)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」

(令和 2 年 6 月閣議決定、令和 7 年 9 月改訂)

「日本語教育の参照枠(報告)」(文化審議会国語分科会、令和 3 年 10 月 12 日)

「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(文化審議会国語分科会、令和 4 年 11 月 29 日)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

(令和 5 年法律第 41 号)」(令和 5 年 6 月 2 日交付、令和 6 年 4 月 1 日施行)

「日本語教育実態調査 令和 6 年度報告 国内の日本語教育の概要」(令和 7 年 10 月、文部科学省)

「令和 7 年末現在における在留外国人数について」(出入国在留管理庁)

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和 7 年 10 月末時点)」(厚生労働省)

文部科学省 令和7年度外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務
地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する実態調査及び分析結果報告書(本編)

令和8年 3 月

キャリアバンク株式会社 海外事業部
〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西5丁目7番地sapporo55ビル
TEL 011-251-5803
URL <https://www.careerbank-itnl.jp/>